

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境基本計画

私たちは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの危機に直面しています。現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとともに、2030年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています。こうした状況を踏まえ、「第六次環境基本計画」（2024年5月閣議決定）では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的とし、環境収容力を守りつつ、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をビジョンとして掲げました。そして、自然資本（環境）があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、GDPといった市場的価値のみならず、健康や主観的幸福感といった非市場的価値も引き上げる「新たな成長」を実現していくこととしています。

2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に係る予算について、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。2026年度予算における環境保全経費の総額は、3兆2,835億円となりました。

3 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響等、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講ずるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、「第六次環境基本計画」においても「環境政策における原則等」として位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、「第六次環境基本計画」に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

4 SDGsに関する取組の推進

「第五次環境基本計画」で提唱され、SDGsを地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」は、「第六次環境基本計画」においても計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付けられました。「地域循環共生圏」の創

造を推進するため、環境省では、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業（2019年度～2023年度実施）」、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業（2024年度～）」等により各地域での地域循環共生圏のビジョンづくりやそれを実現するための取組実施の支援、またそうした支援ができる主体（地域循環共生圏づくりに向けた中間支援の担い手）の育成を進めています。さらに、全国各地でつくられた地域循環共生圏のビジョンを実現するため、2019年に運用を開始したポータルサイト「環境省ローカルSDGs－地域循環共生圏－」等を活用した情報発信・普及啓発を進めています。

環境省では2016年から「SDGsステークホルダーズ・ミーティング」を開催し、2026年3月には第17回会合を開催しました。これは、先行してSDGsに取り組む企業、自治体、市民団体、研究者や関係府省が一堂に会し、互いの事例の共有や意見交換、さらには広く国民への広報を行う公開の場です。先駆的な事例を認め合うことで、他の主体の行動を促していくことを目的としています。

SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議が、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部の下に設置されています。2023年12月に改定されたSDGs実施指針を踏まえ、2030年以降も見据えて国際的な議論を主導していくべく、2024年5月には国連未来サミットに関する意見交換を実施しました。さらに、2025年6月には我が国のSDGs達成に向けた取組を振り返る自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）の報告書を公表し、同年7月にニューヨークの国連本部で開催されたハイレベル政治フォーラム（HLPF）で報告しました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023年12月閣議決定）において、地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要であるとしています。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上等の要素を最大限反映することが重要です。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。このため、SDGsを原動力とした地方創生の推進や地域循環共生圏の創造の後押しを行います。

さらに、内閣府では2018年度から2025年度にかけて、地方公共団体（都道府県及び市区町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市をSDGs未来都市として計215都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として計70事業選定しました。今後もこれらの取組を支援するとともに、情報発信を通じて成功事例の普及・展開を図ります。また、2022年度から2024年度にかけて、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、6団体を支援しました。加えて、SDGsの推進に当たっては、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、官民連携の促進を目的として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置し、マッチングイベントや分科会開催等による支援を実施しています。さらに、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む多様なステークホルダーの参画を通じた、自律的好循環の形成を目指しています。また、SDGsの取組を積極的に進める事業者等を「見える化」するために、2020年10月には「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を公表するとともに、2021年11月には、SDGsの達成に取り組む地域事業者等に対する優れた支援を連携して行う地方公共団体と地域金融機関等を表彰する「地方創生SDGs金融表彰」を創設しました。

このような取組を通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定されている、SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合の目標を2024年度に60%と設定しており、実績値66.5%と目標達成となりましたが、引き続き地方創生SDGsの普及促進活動を進めていきます。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、「未来社会の実験場」というコンセプトの下、2025年4月13日から10月13日までの184日間にわたって開催されました。会場内では、脱炭素や資源循環に関する様々な技術・社会像が提示されるとともに、会場運営においても、カーボンフリー電源の調達など省エネ・再エネ活用等の取組に加え、徹底した廃棄物対策や大屋根リングを始めとした木造建造物の採用、施設設備の再利用など、持続可能な取組が推進されました。

環境省としても、この機会を捉えて、我が国の優れた環境技術や政策を国内外に発信する多様な取組を展開しました。

再エネ由来水素と、生ごみを発酵させて製造したバイオガス、DAC（Direct Air Capture）技術で大気から回収されたCO₂等を用いてメタネーションを行い、製造された合成メタンを、配管を通じて会場内の都市ガス消費機器で利用する実証を実施しました。この成果を踏まえ、地域資源を活用した合成メタンの導入を促進し、脱炭素社会や循環型社会の実現につなげていきます。

日本館では、木材利用の促進に資するCLT（ひき板を繊維方向に直行するように積層接着した木材のパネル。直交集成板。）を約1,600m³活用しました。万博終了後にはレガシーとしてCLTパネルの一部について日本各地での再利用を図っています。これらの取組を通じて、CLTの更なる認知度向上や利用拡大を進めていきます。

9月のテーマウィーク「地球の未来と生物多様性」において、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブに関する各種展示等のイベントを実施し、来場者の理解促進や行動変容、機運醸成につなげました。また、サステナドーム「ジュニアSDGsキャンプ」において、小学生から大学生までを対象に、国内外のSDGsの達成に向けた事例等を学び、考える機会を提供するなど、次世代への環境教育・ESDを推進しました。

メタネーション実証設備



資料：大阪ガス

CLTを使用した日本館



資料：内閣官房

ネイチャーポジティブに関する展示の様子



資料：環境省

ジュニアSDGsキャンプにおける次世代への継承プログラムの様子



資料：環境省

また、2027年3月19日からは、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）が横浜市内で開催されます。気候変動や資源循環、生物多様性等の環境課題がテーマに掲げられ、新たなグリーン社会の姿を世界に発信することとされています。GREEN×EXPO 2027の成功に向け、大阪・関西万博の成果を活かしつつ、展示やイベントを始めとした様々な取組を進めていきます。

GREEN×EXPO 2027 会場イメージ



資料：GREEN×EXPO 協会

第2節 グリーンな経済システムの構築

1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(1) 環境配慮型製品の普及等

ア グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

基本方針の見直しを行い、温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力鋼材が使用されていることを共通の配慮事項に追加したほか、制服・作業服を始めとした繊維製品においてカーボンフットプリントが算定・開示されていること等を判断の基準に追加し、また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づく認定プラスチック使用製品を判断の基準及び配慮事項に追加しました。

さらに、クリアーホルダー・クリアーファイル・地中熱利用システムを新規品目として追加しました。

グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

そのほか、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、各都道府県が作成した調達方針や実績調査票の市町村等への提供や調達担当者向けのマニュアル改訂等による普及・啓発活動を行いました。

国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準について情報を収集し、環境省ウェブサイトで公開しました。

イ 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成19年法律第56号）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

基本方針の見直しを行い、電気の供給を受ける契約について総合評価落札方式を導入したほか、地域と共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける旨を基本的事項に記載しました。環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、契約方針や実績調査票の市町村等への提供や調達担

当者向けのマニュアル改訂等による普及・啓発活動を行いました。

ウ 環境表示

環境表示とは、説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張のことであり、環境ラベル及び宣言が含まれます。近年の環境表示に関連する国際的動向等を踏まえ、「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」において、事業者等による適切な環境表示の在り方について検討し、自己宣言による環境表示を行う事業者に求める5つの基本項目の見直し等、「環境表示ガイドライン」を改定し、2026年3月に公表しました。

また、ISOでは、市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することを目的に環境表示に関する国際規格を制定しています。

我が国で唯一のエコラベル（ISO14024）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、2026年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は78、認定商品数は5万7,704となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、分かりやすく表示する「見える化」（ラベル愛称：みえるらべる）の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示においては、我が国では唯一の複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（ISO14025）であるSuMPO EPDと地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO14067）があります。

(2) 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

ア 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」を通じて、環境マネジメントシステムの認知向上と普及・促進を行いました。2026年1月時点でエコアクション21の認証登録件数は7,547件となりました。また、エコアクション21取得企業からの声や国際的な潮流を踏まえ、「エコアクション21ガイドライン 2017年版」の追補版として、GHGプロトコルに準じた「エコアクション21ガイドライン 追補版 ～エコアクション21アドバンスト～」を2025年10月に新たに策定しました。

イ 環境報告

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、バリューチェーンマネジメントの取組促進のために、2020年8月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」や2023年5月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を題材に、環境デュー・ディリジェンスや情報開示の普及促進を図りました。さらに、国際的な環境デュー・ディリジェンスを巡る規制の動向も踏まえ、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」における議論の結果を取りまとめ、日本企業が環境デュー・ディリジェンスに取り組む上でのポイントを示したほか、バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクを対象とする環境デュー・ディリジェンスに取り組むモデ

的な事例創出を目的とし、事業会社を対象に「環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」を実施いたしました。

ウ 公害防止管理者制度

各種公害規制が遵守され、公害の防止に資するよう、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定工場に対し、公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備すること及びその旨を都道府県知事等に届け出ることを義務付けています。

国家資格である公害防止管理者は、国家試験の合格又は資格認定講習の修了のいずれかにより取得が可能であり、国家試験は1971年度から、資格認定講習は一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、1972年度から実施されています。

エ その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、2024年の市場規模は約136兆円、雇用規模は約296万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.2倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

(1) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

持続可能な社会の実現に向けて産業・社会構造の転換を促すには、巨額の資金が必要であり、民間資金の導入が不可欠です。また、持続可能な社会の構築は、金融資本市場や金融主体自身にとっても便益をもたらすものであり、ESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する投融資）に係る取組が自らの保有する投融資ポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善につながる効果があるとも期待されます。さらに、ESG要素を投融資の判断に組み込むことは、ESGに係る投融資先のリスクの低減や、新しい投融資機会の発見にもつながります。こうした背景から、脱炭素社会への移行や持続可能な経済社会づくりに向けたESG金融を始めとしたサステナブルファイナンスの推進は、SDGsを達成し持続可能な社会を構築する上で鍵となり、世界各国でも政策的に推進され、欧米から先行して普及・拡大してきました。このような持続可能な社会を実現するための資金の流れは、我が国においても近年拡大してきました。

こうした中で、環境省では、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2026年3月に「ESG金融ハイレベル・パネル」を引き続き開催し、昨年度、第六次環境基本計画の内容を踏まえつつ採択した、「グリーンな経済システムの構築に向けた金融行動に関する宣言」で掲げた三つの柱に対する進捗報告等のフォローアップを行いました。また、ESG金融の深化に向けた取組について金融業界等からの報告がなされ、ESG金融の今後の展望について議論を行いました。さらに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大賞である「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を引き続き開催し、積極的にESG金融に取り組む金融機関、諸団体やサステナブル経営に取り組む企業を多数の応募者の中から選定し、

2026年2月に開催された表彰式において発表しました。

また、気候変動関連情報を開示する枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言、さらにはISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）によるサステナビリティ開示基準等にとり、気候関連リスクや自然関連リスクとその備えについて金融機関や投資家から情報開示が求められており、我が国ではこれらの提言に基づく情報開示を推進しているところです。環境省では2025年度に、地域金融機関による情報開示を促進するため、地域金融機関による移行計画の策定及びTNFD提言に沿った自然関連情報分析を支援しました。さらに、地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブルを開催し、情報開示や投融資先へのエンゲージメント等に係る課題やその解決策の共有を図るとともに、ファイナンスド・エミッションに関する基本的な考え方等を解説する講座を実施しました。事業者向けには、有識者による研究会の議論を踏まえ、複数の環境課題の同時解決に資するアプローチである、環境課題の統合的取組の手法等についてまとめた「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を2025年6月に公表しました。また、情報開示の実施・高度化を促進することを目的に、気候関連財務情報開示に加え、関連する自然資本、水資源や資源循環の情報開示に向けた勉強会を全5回開催しました。本勉強会内容や最新動向について調査した結果に加え、企業による統合的取組・開示の支援を実施した成果を、成果報告会を通じて、我が国の事業者へ周知しました。経済産業省においても、2019年に世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する、世界初の「TCFDサミット」を開催し、2023年10月には国際GX会合（GGX）と統合し、2025年10月には「GGX Finance Summit2025」を開催しました。また、経済産業省が2018年12月に策定した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」について、民間主導で設立されたTCFDコンソーシアムがその改訂作業を引き継ぎ、2022年10月には改訂版として「TCFDガイダンス3.0」を公表するなど、日本におけるTCFD開示の浸透に貢献してきました。その結果、TCFDの活動停止時点で、我が国のTCFD賛同機関数は世界最多の約1,488となりました。同コンソーシアムでは国際的な議論の変化を踏まえた日本における最適な開示について開示側と活用側が議論を続けており、2026年3月には、バリューチェーン上での削減努力の開示に関する「スコープ3ガイドブック」を公表しています。

（2）環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に運営する「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（約300機関が署名）について、署名金融機関による最優良取組事例を選定し表彰する等、引き続き支援を行いました。2021年5月に金融庁、経済産業省、環境省が共同で「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定し、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙・パルプ、セメント、自動車分野における技術ロードマップを取りまとめ、公表しました。2025年3月には当該基本指針の改訂を、また2025年11月から2026年3月にかけては技術開発や政策動向の進展を踏まえた技術ロードマップの改訂を実施しています。また、国内におけるトランジション・ファイナンスの環境整備を更に進めるため、トランジション・ファイナンスの調達に要する費用に対する補助や情報発信も行っています。2023年6月には、資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するために、金融機関向けのフォローアップガイダンスを策定しました。また、トランジション・ファイナンスを通じて金融機関の投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加することを懸念し、投融資を控える行動が生じ得るという課題について、2023年10月に課題解決に向けた考え方を整理し公表しました。

また、「アジアでのトランジション・ファイナンス推進のあり方に関するサブワーキング」を立ち上げ、各国の産業構造やエネルギー構造、GHG排出構造等の地域の実情を踏まえた現実的なトランジションについて、我が国が推進してきたトランジション・ファイナンスの経験も踏まえて、アジアにおけるトランジション・ファイナンスの在り方を検討しました。

さらに、2023年度から、10年間で150兆円超のGX投資を実現する呼び水として、2024年2月に世界初の国によるトランジション・ボンドとしてクライメート・トランジション利付国債（CT国債）の発行を開始し、2026年3月までに約4.2兆円を発行しました。なお、こうした日本におけるトランジション・ファイナンスの進展も受ける形で、2025年11月には国際資本市場協会（ICMA）が、クライメート・トランジション・ボンド・ガイドラインを策定しており、CT国債はこの新たなガイドラインにも整合している取組として、第三者評価機関からの認証を取得しています。

また、CT国債については、2024年12月に資金充当レポートを、2026年2月に資金充当及びインパクトレポートを発行しており、資金使途や効果に関する情報発信の取組も進めています。

(3) ESG地域金融

地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。このような環境・経済・社会面における課題を統合的に向上させる取組は、地域循環共生圏の創造につながるものであり、地域金融機関がこの取組の中で果たす役割を「ESG地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。

環境省では、地域の持続可能性の向上や環境・社会へのインパクト創出等に資する地域金融機関の取組を支援し、事業の実施を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめ、2020年4月に「ESG地域金融実践ガイド」として公表しました。以降、同ガイドを必要に応じて改定し、金融機関としてESG地域金融に取り組むための体制構築や事業性評価の事例をまとめるとともに、事例から抽出された実践上の留意点や課題等についての分析を反映させることで、地域金融機関が参照しながら自身の取組を検討・実践する助けとなる資料となっています。2026年3月には、地域資源を活用した金融機関の取組に対する支援の結果を踏まえて「ESG地域金融実践ガイド別添資料：事例集【令和7年度】」を公表しました。

また、地域金融機関は地域循環共生圏の創造に向けて中心的な役割が期待されることもあり、地域の様々なセクターとの積極的な連携が図られています。地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関との頻繁な意見交換や勉強会の開催のほか、気候変動関連情報を開示する枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）提言、さらには国際サステナビリティ基準審議会（The International Sustainability Standards Board：ISSB）によるサステナビリティ開示基準等に基づく情報開示の支援等を含めて各種の事業を通じて実際の案件形成・地域の課題解決をサポートしています。

(4) 環境関連事業への投融資の促進

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合に総リース料の一定割合を補助する事業、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給事業など、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた支援を引き続き実施しました。

また、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、資源循環、生物多様性・自然資本等、グリーンプロジェクトに対する投資を資金使途としたグリーンボンド等について、環境省では2017年より国際資本市場協会（ICMA）等が作成している国際原則に基づき国内向けのガイドラインの策定等により国内への普及に向けた取組を進めています。さらに、国内におけるグリーンボンド等による調達促進に資するため、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助や、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンの活用事例等の紹介をテーマとした「グリーンファイナンスセミナー」を実施しました。また、グリーンファイナンスポータルにて、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等、ESG金融に関する情報の一元的な発信を行いました。加えて、「グリーンファイナンスに関する検

討会」における議論を踏まえ、2025年7月には、グリーンファイナンスの機能や意義、メリットなどを改めて確認し、市場参加者への期待や環境省としての検討や取組の方向性について取りまとめた「グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けて：市場参加者に期待する取組事項」を公表しました。また、同検討会では、インパクトレポーティングの質の向上に向け、「グリーンボンドインパクトレポーティング事例集」の作成に向けた議論を行いました。さらに、検討会の下に設置した「グリーンリストに関するワーキンググループ」において、グリーンな資金使途等を例示したガイドラインの付属書1別表の拡充に向けた議論・検討を行い、2026年4月に改訂版を公表しました。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

(5) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付 家畜排せつ物処理施設の整備等に要する資金の融通
独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	騒音、ばい煙等の公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で適地に移転する工場の集団化事業等に対する都道府県を通じた融資
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金に対する融資
脱炭素化支援機構	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設立した脱炭素化支援機構による、脱炭素化・地方創生に資する事業への投融資

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

(1) 税制上の措置等

令和7年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減の創設（相続税、贈与税）、[3] 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の創設及び拡充（法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税）、[4] 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）、[5] 住宅ローン減税に係る所要の措置（所得税・個人住民税）等を講じました。

(2) 税制全体のグリーン化

環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロの実現や、2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく新たな削減目標である2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減の達成に向けた重要な施策です。

我が国では、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、2012年10月に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が導入されました。具体的には、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円／トンCO₂）を石油石炭税に上乗せするものです。急激な負担増を避けるため、税率は3年半かけて段階的に引き上げることとされ、2016年4月に最終段階への引上げが完了しました。この課税による収収は、エネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などに充当されています。

車体課税については、自動車重量税におけるエコカー減税や、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）といった環境性能に優れた車に対する軽減措置が設けられています。

1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

(1) 統合的な研究開発の推進

ア 環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費

環境省では、環境研究総合推進費において、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を明確化し、その中に地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。また、気候変動に関する研究のうち、各府省が関係研究機関において中長期的視点から計画的かつ着実に実施すべき研究を、地球環境保全等試験研究費により効果的に推進しました。

イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

(ア) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、2025年5月に今後5年間の実施計画「中期計画2025」を策定しました。「中期計画2025」における調査・研究分野とそれに付随する業務に関する重点項目は、[1] 水銀曝露の健康影響評価と治療への展開、[2] 水銀の環境動態、[3] 地域・福祉向上への貢献、[4] 国際貢献とし、中期計画1年目の研究及び業務を推進しました。

特に、地元医療機関との共同による脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用した水俣病患者の慢性期における臨床病態の客観的評価法の確立に関する研究、メチル水銀中毒の予防及び治療に関する基礎研究を推進するとともに、国内外諸機関と連携し、環境中の水銀モニタリング及び水俣病発生地域の地域創生に関する調査・研究を進めました。

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）締約国会議の結果及び成果等を踏まえ、水銀分析技術の簡易・効率化を進め、分析精度向上に有効となる標準物質の作成と配布等を行い、また、熊本県水俣市において「水銀に関連する環境問題を抱える国々における公衆衛生の向上」をテーマに研究会議「NIMD FORUM」を主催するなどの国際貢献を進めるとともに国立水俣病総合研究センターの研究成果及び施設を積極的に活用した地域貢献を進めました。

これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイトや水俣病情報センターにおいて、具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

(イ) 国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた中長期目標（2021年度～2025年度）に基づく第5期中長期計画が2021年度から開始されました。中長期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、[1] 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究、[2] 環境研究の各分野における科学的知見の創出等、[3] 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業（衛星観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査に関する事業）及び[4] 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装を推進しました。

特に、[1] では、統合的・分野横断的アプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、「気候変動・大気質」、「物質フロー革新」、「包括環境リスク」、「自然共生」、「脱炭素・持続社会」、「持続可能地域共創」、「災害環境」及び「気候変動適応」の8つの課題解決型プログラムを推進しています。

また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき地方公共団体等への技術的援助等の業務を推進しました。

ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省では、科学研究費助成事業等の研究助成を行い、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究・基礎研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。あわせて、「Future Earth」等の国際協働研究を通じた人文学・社会科学を含む分野横断的な課題解決型の研究の振興により、SDGsの進展に貢献しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、環境省では、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するとともに、全国環境研協議会と共催で環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図りました。

エ 環境研究・技術開発の推進

環境省では、2050年ネット・ゼロに向けて、分野やステークホルダーの垣根を越えた地域共創による開発・実証を支援するため、「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施しています。本事業では、亜鉛をエネルギー貯蔵媒体として用いるフロー型亜鉛空気電池技術の開発等に取り組むとともに、スタートアップ企業の事業化検討に必要な概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を支援し、2025年度において全体で40件の技術開発・実証事業を実施しました。また、徹底したエネルギー消費量の削減を実現するため、高品質窒化ガリウム（GaN）について、種結晶からEV用インバータまでの一貫通貫の開発・実証や、蓄電池用高効率インバータの開発等を実施しました。そのほか、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCUS）技術の社会実装に向け、CO₂分離・回収技術の高度化に加え、清掃工場等の排ガス中のCO₂から燃料や化学原料を製造する技術の開発・実証を進めました。特にCCU技術の一つである人工光合成については、CO₂からCOを製造する装置の開発に取り組むとともに、社会実装に向けたロードマップを取りまとめました。また、貯留ポテンシャルが高いとされる浮体式洋上圧入CCS技術の検討や安全・適正なCCS事業に必要なモニタリング技術の開発・実証、制度検討等を実施しました。

文部科学省では、2050年ネット・ゼロを支える超省エネ・高性能なパワーエレクトロニクス技術の創出に向けて、窒化ガリウム（GaN）等の次世代パワー半導体やパワエレ回路システム、受動素子等の研究開発を推進しました。あわせて、省エネ・高性能な半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材の育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点形成を推進しました。また、2050年ネット・ゼロ実現等への貢献を目指し、従来の延長線上にない非連続なイノベーションをもたらす革新的技術を創出するため、革新的GX技術創出事業（GteX）及び先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）を実施しています。GteXでは「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」の三つの重点領域を設定し、材料等の開発やエンジニアリング、評価・解析等を統合的に行うオールジャパンのチーム型研究開発を推進するとともに、ALCA-Nextでは幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り、大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成する探索型の研究開発を推進しました。さらに、未来社会創造事業「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域において、2050年の社会実装を目指し、温室効果ガスの大幅削減に資する革新的技術の研究開発を推進しました。加えて、未来社会創造事業大規模プロジェクト型においては、省エネ・低炭素化社会が進む未来水素社会の実現に向けて、高効率・低コスト・小型長寿命な革新的水素液化技術の開発を、また、Society 5.0の実現に向けて、センサ用独立電源として活用可能な革新的熱電変換技術の開発を推進しました。さらに、理化学研究所においては、植物科学、ケミカルバイオロジー、触媒化学、バイオマス工学の異分野融合により、持続的な成長及び地球規模の課題に貢献する「課題解決型」の研究開発を推進するとともに、強相関物理、超分子機能化学、量子情報エレクトロニクスの3分野の有機的な連携により、超高効率なエネルギーの収集・変換や、超低エネルギー消費のエレクトロニクスの実現に資する研究開発を推進しました。また、気候変動予測先端研究プログラムにおいて、スーパー

コンピュータ「地球シミュレータ」等を活用して、気候モデルの開発等を通じた、気候変動メカニズムの解明や全ての気候変動対策の基盤となる高精度な気候予測データの創出などの研究開発を推進しました。また、気候予測データや地球観測データ等の地球環境データを蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム（DIAS）」を活用し、地球環境データを利活用した気候変動、防災等の課題解決に貢献する研究開発を実施しました。加えて、大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発において、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い知見を活用し、大学等と地域が連携して地域のカーボンニュートラルを推進するためのツール等に係る分野横断的な研究開発等を推進しました。あわせて、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を通じて、各大学等による情報共有やプロジェクト創出を促進しました。

経済産業省では、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、分離回収したCO₂を地中へ貯留するCCSやCO₂を資源として有効利用するCCU/カーボンリサイクルに関わる技術開発を実施しました。

国土交通省では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、運輸部門におけるCO₂排出量の約4割を占めるトラック・バスに関して、産学官連携の下、重量車の電動化技術及び水素、合成燃料を始めとするカーボンニュートラル燃料における内燃機関分野等の開発促進の強化を図るための調査研究を実施しました。

（ア）統合的な研究開発の推進

第6期「科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指す社会として、Society 5.0を具体化し、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を掲げています。その実現に向けて、本計画では、経済・社会が大きく変化し、国内、そして地球規模の様々な課題が顕在化する中で、2030年を見据えて、[1] デジタルを前提とした社会構造改革（我が国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする）、[2] 研究力の抜本的強化（多様性や卓越性を持った「知」を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す）、[3] 新たな社会を支える人材育成（日本全体をSociety 5.0へと転換するため、多様な幸せを追求し、課題に立ち向かう人材を育成する）の三つを大目標として定め、科学技術・イノベーション政策を推進することとしています。

2025年6月に閣議決定した「統合イノベーション戦略2025」においても、重点的に取り組むべき事項の一つとして「地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」を掲げ、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」における目標である、「我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルを牽引するとともに、循環経済への移行を進めることで、気候変動をはじめとする環境問題の克服に貢献し、SDGsを踏まえた持続可能性が確保される。」ことを踏まえ、関係府省庁、産学官が連携して研究開発から社会実装まで一貫した取組の具体化を図り推進していくこととしました。

内閣府では、2023年度から開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期のエネルギー・環境関連の課題として採択した「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」及び「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進を図りました。前者は、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とするため、従来の一つの建物や一つの地域における電力マネジメントの枠を超えて、熱・水素・合成燃料なども包含するエネルギーマネジメントシステムを構築して次世代の社会インフラを確立することを目指し、後者は、素材・製品開発といった動脈産業とリサイクルを担う静脈産業が連携して素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックの循環経済（サーキュラーエコノミー）バリューチェーンを構築することを目指すもので、両者とも社会実装に向けた研究開発を行うものです。

環境省では、「第六次環境基本計画」に基づき、今後5年程度の間で取り組むべき環境研究・技術開

発の重点課題やその効果的な推進方策を提示するものとして、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（2024年8月環境大臣決定）を策定し、研究開発を推進しています。

総務省や国立研究開発法人情報通信研究機構等では、電波や光を利用した地球環境のリモートセンシング技術や、環境負荷増加を抑制しつつ飛躍的に情報通信ネットワーク設備の大容量化を可能にするフォトニックネットワーク技術等の研究開発を実施しました。

農林水産省では、農林水産分野における気候変動の影響評価、脱炭素や温暖化に適応する技術の実用化等の環境に配慮した研究開発について推進しました。さらに、これらの研究開発等に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進しました。また、福島国際研究教育機構（F-REI）では、遠隔監視・デジタルマップ等を活用し、複数台のロボット農機を同時運用する自動走行システムの開発・実証を進めるとともに、土壌環境と植物栄養の相互作用や土壌の物質循環の仕組みの解明を通じ、低環境負荷・低コスト農業の実現に資する研究開発を推進しました。さらに、森林・林業の再生を図るため、放射性物質対策に資する森林施業等の実証等を行うとともに、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析及び木材製品等の検査体制の整備を支援しました。

経済産業省では、生産プロセスの低コスト化や省エネ化の実現を目指し、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発及びバイオものづくりの製造基盤技術の確立に向けた実証事業を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の運用や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥の有効利用技術等の実証と普及を推進しました。

（2）環境研究・技術開発の効果的な推進方策

ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

2025年12月、第16回気候中立社会実現のための戦略研究ネットワーク（LCS-RNet）年次会合を開催しました。世界適応ネットワーク（GAN）の地域ネットワークの一つである、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援しました。2025年10月には、アジア太平洋地域で最大規模の適応関連の国際会議であるアジア太平洋気候変動適応フォーラム（APANフォーラム）を開催しました。また、気候変動、生物多様性など各分野横断型研究に関する国際共同研究及び能力強化プロジェクトを実施する、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援し、アジア太平洋地域内の途上国を中心とする研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進する国際的なプラットフォーム「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）」の第12回年次総会を2025年10月に開催しました。

CO₂大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出を目的とした、G20の研究機関のリーダーによる「Research and Development 20 for Clean Energy Technologies（RD20）」の第7回会合を2025年10月に開催しました。

イ 環境技術普及のための取組の推進

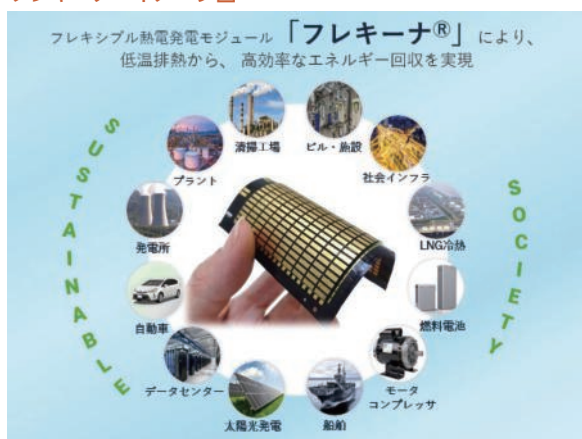
先進的な環境技術の普及を図る環境技術実証事業では、気候変動対策技術領域、資源循環技術領域などを対象とし、対象技術の環境保全効果等を第三者が実証し、結果の公表等を実施しました。また、環境スタートアップ企業のロールモデルの創出に寄与し、環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進に向けて、成長ステージに応じた、研究開発・事業化支援、優れた環境スタートアップ企業の表彰を実施しました。



環境省では将来有望な環境スタートアップへの表彰等による、新たなロールモデルの創出や事業機会の拡大の支援を目的として、2020年度より環境スタートアップ大賞を実施しています。

2024年度に環境スタートアップ大臣賞を受賞したEサーモジェンテックは、低温排熱から効率よく電力を回収できるフレキシブル熱電発電モジュール及び、それを使った発電ユニットを提供しています。工場や発電所等におけるIoT用、省エネ用の自立電源として広く利用が期待されており、省エネへの多大な貢献や、日本発の技術として国際的に普及できる可能性が高く評価されました。

フレキナー イメージ図



資料：Eサーモジェンテック

ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費に係る研究成果については、学術論文、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイトにおいて、研究成果やその評価結果等を公開しました。

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業については、成果報告会を通じた情報発信などを行いました。

エ 研究開発における評価の充実

環境省では、環境研究総合推進費において終了した課題を対象に追跡評価を行いました。

オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量とその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築しました。

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）においては報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備しました。

さらに、取引先企業と連携した削減目標・計画の策定や脱炭素設備投資の推進に当たり、業界団体におけるScope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援を実施しました。そして、利用者のニーズに対応し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献しました。

また、我が国からも拠出してきた自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のデータファシリティの立ち上げに向けた取組については、日本の企業や研究機関等も参画したパイロットプログラムの結果も踏まえ、2025年11月に自然関連のデータバリューチェーンの改善に向けた勧告がまとまりました。また、特にASEAN諸国における原材料調達地の現地調査や衛星データ等を活用し、サプライチェーンの透明性を確保する技術の研究開発を行いました。

カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化（知的財産戦略）

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協

力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進しました。環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成については、「第六次環境基本計画」において、環境分野の新たな国際ルールづくりを我が国が主導できるよう国際標準化を推進することとされました。また、2025年6月3日に知的財産戦略本部で決定された「新たな国際標準戦略」においても、国際社会にとって重要であり、かつ、国際標準が主要な課題解決策となる17の重要領域の中から、対応の緊要性を踏まえて選定された8つの「戦略領域」の一つとして「環境・エネルギー」が挙げられました。これらを踏まえ、環境省では、内閣府のシステム改革型標準活用加速化支援事業（BRIDGE）も活用しながら、気候変動、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに関する環境ルール形成の取組を推進しました。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

(1) 地球環境に関する監視・観測

監視・観測については、国連環境計画（UNEP）における地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視計画（GAW計画）、全球気候観測システム（GCOS）、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム（GEOSS）」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、執行委員会のメンバー国を務めています。また、気象庁は、GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地区気候センター（RCC）を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

温室効果ガス等の観測・監視に関し、WMO温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、さらにWMO全球大気監視較正センターとしてメタン等の観測基準（準器）の維持を図る業務を引き続き実施しました。超長基線電波干渉法（VLBI）や全球測位衛星システム（GNSS）を用いた国際観測に参画し、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して大気中のPOPsについて環境モニタリングを実施しました。また、水俣条約の有効性の評価にも資する水銀モニタリングに関し、現地の既存地域ネットワーク等と連携してアジア太平洋地域及びアフリカ地域の国を中心に技術研修を開催し、地域ネットワークの強化に取り組みました。

大気における気候変動の観測について、気象庁はWMOの枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、GCOSの地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。

さらに、世界の地上気候観測データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し、地上気候観測データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

温室効果ガスなど大気環境の観測については、国立研究開発法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行いました。国立研究開発法人国立環境研究所では、波照間島、落石岬、富士山等における温室効果ガス等の高精度モニタリングのほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで民間航空機・民間船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガス等の測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の推定を行いました。これら観測に対応する国際的な標準ガス等精度管理活動にも参加しました。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行いました。気象庁では、GAW計画の一環として、温室効果ガス、クロロフルオロカーボン（CFC）

等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っています。また、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中のCO₂等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等の船舶や観測機器等を用いて、海洋の熱循環、物質循環、生態系等を解明するための研究、観測技術開発を推進しました。また、国際協力の下、自動昇降型観測フロート約4,200個による全球高度海洋監視システムを構築する「アルゴ (Argo) 計画」にハード・ソフトの両面で貢献し、計画を推進しました。南極地域観測については、「南極地域観測第X期6か年計画」(2022~2027年度)に基づき、南極氷床融解メカニズムと物質循環の実態解明など、南極地域における調査・観測等を実施しています。また、宇宙天気予報、気象予報、全球測位衛星システム (GNSS) などの我々の日常生活に不可欠な情報の基礎データとなる観測を日々継続し、公開しています。また、北極域に関しては、「北極域研究強化プロジェクト (ArCS III)」(2025~2029年度)において、国立極地研究所を代表機関、JAMSTECと北海道大学を副代表機関とする共同運用体制の下、北極域を観測する研究船や、これまでのプロジェクトで整備された国際連携拠点、北極域シミュレーションシステム及び北極域データアーカイブシステム (ADS) などの研究基盤を駆使し、北極域の環境変化の実態把握とプロセスの解明、その影響についての定量的な予測と対応策等の検討を進めています。ADSでは、観測データに基づく高精度な海水予測を、北極海航路の安全運航に不可欠な情報として作成・提供しています。さらに、将来の北極域研究をリードする人材の育成を行うとともに、人文・社会・自然科学の垣根を越えた分野横断的な総合知の創出に資する取組を実施しています。特に、ArCS IIIでは次世代の北極域研究を担う若手研究者の育成にも積極的に取り組んでいます。アジアで初めて北極科学委員会 (IASC) の若手キャリアフェローシップ (Early Career Fellowship) に採択されたほか、海外研究機関との国際共同研究も進展しており、若手研究者が活躍する機会は着実に広がっています。さらに、建造中の北極域研究船「みらいII」の就航後の国際研究プラットフォームとしての活用に向けた取組を進めました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候の変化に関する予測情報を「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動等を更に精緻化させた詳細な気候の変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、全球降水観測 (GPM) 計画主衛星搭載の我が国の二周波降水レーダ (DPR) や水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W) 搭載の高性能マイクロ波放射計2 (AMSR2)、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C) 搭載の多波長光学放射計 (SGLI) から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。また、DPRの後継ミッションである降水レーダ衛星 (PMM) について、NASAが計画している国際協力ミッション (FALCON) への参画を前提に開発に着手しました。さらに、環境省、国立研究開発法人国立環境研究所及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) や後継機である「いぶき2号」(GOSAT-2) の観測データの解析を進め、主たる温室効果ガスの全球の濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。さらに、インドや、日本の支援を受けたモンゴルは、GOSAT 観測データを利用した排出推計結果をパリ協定に基づく国連への報告書に掲載しました。加えて、2025年6月、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させるとともに、「しずく」の後継となる高性能マイクロ波放射計3 (AMSR3) を搭載した、3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星「いぶきGW」(GOSAT-GW) の打上げに成功し、同年10月には初期機能確認を終了し、定常運用へ移行しました。GOSAT-GWでは、GOSATから続く地球全大気のCO₂とCH₄の継続モニタリングを実施しています。さらに、新たな取組として、大規模排出源の監視や、排出量推計技術によるパリ協定に基づく各国の温室効果ガスインベントリ報告の透

明性の確保、同技術の国際標準化の取組を進めています。また、GOSAT-GW 観測データを、これまで利用されることのなかった民間セクターで利用することにより、排出削減への貢献を目指します。

また、「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を2020年10月に公表し、GOSATシリーズスペースデブリ化防止対策の検討に着手しました。

2025年11月のCOP30において、企業・国際機関によるGOSATシリーズのデータ活用や、国による排出量算定への活用を国際的に拡大することに関するセミナーを実施するとともに、長期間の全球データを立体的に可視化したモニタを展示するなど、観測成果を国際的に発信しました。

また、観測データ、気候変動予測、気候変動影響評価等の気候変動リスク関連情報等を体系的に整理し、分かりやすい形で提供することを目的とし、2016年に構築された気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）において、気候変動の予測等の情報を充実させました。

2025年1月に、文部科学省の地球観測推進部会において取りまとめられた、「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」等を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢を整備するため、地球環境保全等試験研究費において、2025年度は「民間航空機を利用した大都市から全球までの温室効果ガス監視体制の構築」等の研究を継続しています。

（2）技術の精度向上等

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施するとともに、最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを実施し、2025年4月に告示改正しました。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが見られる場合や、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう適切な施策を実施する必要があります。「第六次環境基本計画」に基づき、上記の観点を踏まえつつ、各種の研究開発を実施しました。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

（1）質の高い環境インフラの普及

ア 環境インフラの海外展開

我が国の環境インフラの海外展開については、気候変動等の地球規模課題の深刻化、国際秩序の不安定化、グローバルサウス諸国の台頭といった構造変化を背景に、インフラ分野全体で官民連携による国際展開の強化が必要となっています。「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日 経協インフラ戦略会議決定）では、こうした情勢の変化を踏まえつつ、相手国との共創を通じて我が国企業の「稼ぐ力」向上や国際競争力の強化を目指す方向性が掲げられています。これを受け、2025年8月には「環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）」を策定し、[1] 制度的基盤構築 [2] 国際環境インフラ市場の形成 [3] 互惠的パートナーシップの強化の三つの戦略の柱を通じて世界の脱炭素・環境改善への貢献と我が国の環境産業の持続的成長を目指す新たなビジョンを提示しました。

2021年6月には、二国間クレジット制度（JCM）を通じた環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定しました（資金の多様化による加速化を通じて、

官民連携で事業規模最大1兆円程度)。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」ことが定められています。さらに、環境インフラの海外展開を積極的に取り組む民間企業等の活動を後押しする枠組みとして、2020年9月に環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)を立ち上げました。本プラットフォームには659の団体(2026年3月時点)が会員として参加しています。JPRSIでは、セミナー・メールマガジン等を通じた現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の会員情報の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行いました。また、2021年度から2025年度まで、再エネ水素の国際的なサプライチェーン構築を促進するため、再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用の実証事業を実施しました。また、2023年度には、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業を新たに開始しました。

脱炭素社会に向けて効果的な技術・政策を定量的に検討するために、国立環境研究所等が開発した、GHG排出量の予測や対策、影響を評価するための統合評価モデル「アジア太平洋統合評価モデル(AIM)」を用いたシナリオ作成支援や人材育成を行いました。2025年度は昨年度に引き続きラオス及びバングラデシュにおける次期NDC(国が決定する貢献)の策定支援を行い、脱炭素社会構築に向けた政策支援を行いました。また、「アジアでの透明性支援イニシアティブ(SITA)」を立ち上げ、隔年透明性報告書(BTR)作成や国家インベントリ構築に関するアジアへの支援を行いました。

また、気候変動適応及び損失と損害に対する支援として、COP27で「気候変動の悪影響に伴う損失と損害支援パッケージ」を公表しています。環境省は、2023年6月に早期警戒システム(EWS)導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会を設置しました。2026年2月時点で60社以上のスタートアップを含む民間企業の参画を得ており、アジア太平洋地域における日本のEWS導入に取り組んでいます。

さらに、環境省では、「脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現」及び「多様な道筋によるネット・ゼロ実現」との「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)原則の下でAZECの取組に貢献しています。具体的には、2024年10月にラオス・ビエンチャンで開催された第2回アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)首脳会合において採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、[1] 我が国の算定報告公表制度の実績を活かしたサプライチェーン全体のGHG排出量の可視化に向けたルール形成の支援、[2] 脱炭素が評価される市場の創出に向けた、二国間クレジット制度(JCM)を基盤とした質の高い炭素市場の推進、[3] レゴックナンカ廃棄物発電事業等の廃棄物発電プロジェクトを推進しています。

イ 技術協力

国際協力機構(JICA)を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等、我が国の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上を図りました。

例えば、課題別研修「パリ協定下の「国が決定する貢献」前進に向けた能力強化」等、地球環境保全に資する講義等の協力を行いました。

(2) 地域/国際機関との連携・協力

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

ア 多数国間の枠組みによる連携

(ア) 国連や国際機関を通じた取組

- 地球環境問題の対処における相乗効果(シナジー)拡大・SDGsの統合的達成等に向けた取組

我が国は、地球環境問題の対処におけるシナジー拡大に関する国際議論や実施促進において世界を

リードしています。2024年3月の第6回国連環境総会（UNEA6）において我が国は、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」（以下UNEA6シナジー決議）を提案し、採択されました。同決議に基づきUNEPが実施した能力開発ワークショップや優良事例集の作成・公表の支援等を通じ、各国の多国間環境条約の実施における相乗効果の促進に貢献しました。また、COP30等でのイベント開催や関係国との会談の機会等を通じ、シナジー拡大の重要性や我が国による関連する取組を国際社会に発信しました。

さらに、我が国は、2025年8月に開催された「第6回アジア太平洋地域大臣及び環境当局フォーラム」においてUNEA6シナジー決議の後継決議の構想を発表しました。その後、我が国とパナマとの共同提案として、UNEPに後継決議である「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」を提出し、同年12月に開催されたUNEA7で採択されました（以下「UNEA7シナジー決議」（UNEP/EA.7/Res.5）という。）。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施状況を世界的にレビューする場として毎年閣僚級で開催されている持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）が、2025年7月に開催されました。同フォーラムにおいて我が国は、SDGs達成に向け日本が先頭に立ってシナジーの重要性を世界に発信していくこと、及び、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）やアジア開発銀行（ADB）、国連環境計画（UNEP）、地球環境戦略研究機関（IGES）等と連携し、アジア太平洋地域各国のシナジー促進に関する優良事例を「アジア太平洋シナジーレポート」（後述）として取りまとめ、2026年のHLPF等の場で世界に発信していく考えを表明しました。

事例



第7回国連環境総会（UNEA7）で採択されたシナジー決議について

UNEA7シナジー決議は、2023年のUNEA6で日本が提案し採択されたUNEA6シナジー決議の内容を踏まえつつ、様々な主体との協力を通じて、国レベルや地方レベルでシナジーを実現するための取組を更に進めるよう、加盟国、国連地域経済社会委員会などの地域協力機関やUNEP事務局長に対して働きかけるものです。この決議の実施を通じて、グローバルからローカルまであらゆるレベルで、多様なステークホルダーが連携し、シナジーを発揮しながら地球規模課題に取り組むことが期待されています。また、こうした取組が、SDGsの達成を後押しすることにつながります。

事例



アジア太平洋シナジーレポート シナジーの現場実装に向けて

世界人口の60%以上が暮らすアジア太平洋地域では、2030年までのSDGsの達成が危ぶまれ、特に環境関連の目標で大きな遅れが見られます。この厳しい状況に対処するためには、アジア太平洋地域の自然的・社会的条件を踏まえつつ、気候変動・生物多様性の損失・汚染という「3つの世界的危機」に対する取組間のシナジーを高めていかなければなりません。このシナジーの概念を、多様な主体が現場に落とし込み、行動に移していくには、モデルとなる事例が必要です。環境省は、ESCAP、ADB、UNEP、IGES等と連携し、優良事例とそこからの学びを取りまとめた「アジア太平洋シナジーレポート」の作成を進めています。

本レポートでは、アジア太平洋地域で実際に進められている、気候変動対策と健康改善を同時に進める取組や、自然再生と食料・水資源管理を一体的に行う仕組みの構築、資源循環による汚染防止、都市計画の統合による複数課題の同時解決といった、シナジー型の実践事例を整理する予定です。これらの経験から、各国が政策や投資をより分野横断的に進めるために必要なポイントを抽出し、地域として共有すべき方向性をまとめることとしています。今後、本レポートで示したシナジー促進のための行動を、国連アジア太平洋経済社会委員会の閣僚級会合の閣僚宣言や、次期4か年の地域行動計画に反映させ、各国でのシナジーの発揮に向けた地域の指針とすることを目指しています。

○ UNEPにおける取組

我が国は、UNEPの環境基金に対して継続的に資金を拠出するとともに、我が国の環境分野での多くの経験と豊富な知見を活かし、多大な貢献を行っています。2025年10月にはUNEPアンダーセン事務局長が来日し、我が国とUNEPが定期的に開催している日・UNEP政策対話を開催し、日本とUNEPの協力や幅広い環境問題について意見交換を行いました。また、大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）に対しても、継続的に財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETC及び国内外の様々なステークホルダーと連携するために設置されたコラボレーティングセンターが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備・発信、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップ等への協力を行いました。さらに、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。また、UNEP/IETCは、2019年度から民間企業の協力も得て、持続可能な社会を目指す新たな取組である「UNEPサステナビリティアクション」の展開を開始しており、環境省としても支援しています。

UNEPが気候変動適応の知見共有を図るために構築した、アジア太平洋地域の適応ネットワークであるAPANへの拠出金等により、脆弱性削減に向けたパートナーシップの強化、能力強化活動を支援しました。UNEPは、その活動の一環として、2025年10月に、アジア太平洋地域で最大規模の適応関連の国際会議であるアジア太平洋気候変動適応フォーラム（APANフォーラム）をタイ・バンコクで開催しました。9回目となった今次フォーラムでは、「変革的適応」をテーマに、政府、国際機関、研究機関、NGO、民間企業等の多様な関係者700名以上が、それぞれの知見や経験を基に議論しました。

○ 経済協力開発機構（OECD）における取組

OECDは経済・社会分野において、調査、分析や政策提言を行う「世界最大のシンクタンク」であり、環境分野においても質の高いスタンダードを形成し、先進的課題のルールづくりを先取りしています。我が国は、2010年より環境政策委員会のビューローを務めており、同委員会や関連作業部会の活動に積極的に参加しています。OECD加盟60周年にあたる2024年の5月に開催されたOECD閣僚理事会では議長国を務め、岸田文雄内閣総理大臣（当時）が議長国基調演説を行い、議論を主導するなど、いわゆる「環境外交」における我が国の国際的なプレゼンスにも貢献しています。また、2024年には、環境政策委員会の下で我が国の環境政策の取組状況に対する4度目の環境保全成果レビューが進められ、同年12月の環境保全成果作業部会におけるOECD加盟各国による審査を経て、審査結果が承認され、その報告書が、2025年3月にOECDより公表されました。報告書では、気候変動、生物多様性、資源循環等の政策の状況について幅広く分析・提言がなされ、また、我が国の地域脱炭素の取組について評価を得ました。

さらに、相互に関係する気候変動、生物多様性の損失及び汚染の課題に相乗効果を発揮し、対処する上での都市の持つ可能性をテーマにしたバーチャルパビリオンをOECDが主催し、我が国が支援しました。また、2025年11月26日にOECDが公表した「OECD環境アウトLOOK」に対して、内容面及び資金面の双方で貢献した結果、我が国におけるシナジー促進に関する経験等が盛り込まれました。同アウトLOOKでは、政策分野間における重要な相乗効果とトレードオフを明らかにするとともに、より一貫性のある分野横断的な行動に向けた実践的な手段を提案しつつ、各国政府に政策の整合性を強化し、より効果的な環境戦略を実現するための、明確で実行可能なロードマップを提供しました。

○ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における取組

我が国は、IRENAの諸活動に積極的に参加しており、設立当初から2019年まで連続して理事国を務めた後、21年から23年及び26年にも理事国を務めています。具体的には、IRENAに対して分担金及び任意拠出金を拠出するとともに、特に島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、2026年2月には、IRENA及びGCFとの共催により小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素・環境フォーラムをパラオで開催しました。

○ アジア開発銀行（ADB）及び欧州復興開発銀行（EBRD）における取組

我が国では、ADBと2014年6月に環境協力に関する覚書（LOI）に署名しており、毎年、環境政策対話を実施しているほか、JCM日本基金（JFJCM）に拠出を行い、ADBと連携して二国間クレジット制度（JCM）の案件形成や適応・廃棄物分野における連携強化を進めています。また、2026年3月に、EBRDとの間で設立されたJCMに関する基金への拠出を行い、気候変動等における協力関係を強化するための取組に着手しました。

○ アフリカ開発会議（TICAD）における取組

2025年8月に第9回アフリカ開発会議（TICAD9）が横浜市において開催されました。成果文書である「TICAD9横浜宣言」において、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の下で新たに設置された基金を通じたものを含む効果的な廃棄物管理に関して、その実施についての緊急性が記載されました。環境省は、ACCP第4回全体会合、廃棄物管理のための事業形成促進ファンド設立、気候に対して強靱で脱炭素なアフリカに向けたパートナーシップに関するセミナー、アフリカ・クリーン・エア・プログラム（ACAP）に係るイベントやブース展示を行うとともに、国際機関やアフリカ諸国とのバイ会談を通じて環境課題や今後の協力について意見交換を行いました。また、アフリカ開発銀行（AfDB）との間での環境保全分野等における協力に関する覚書（SOI）の署名を行いました。

（イ）アジア太平洋地域における取組

○ 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2025年9月に第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）が中国・煙台において開催されました。TEMM26では、日中韓三カ国の大臣により「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（2026-2030年）」及び共同コミュニケが採択されるとともに、各国とのバイ会談を通じて環境課題について意見交換を行い、こうした課題に協力して取り組んでいくことを確認しました。

○ 日ASEAN環境気候変動閣僚級対話（AJMDEC）

2025年9月、マレーシアにおいて、第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話が開催されました。本対話では、共同声明が採択され、日ASEAN環境気候変動閣僚級対話（AJMDEC）を今後は継続的に開催とすることが確認されました。また、2023年に気候変動・汚染・生物多様性損失という三つの危機に対処していくために取りまとめられた「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことが合意されました。SPACEに基づく主要な協力として、特に、気候変動の透明性については、我が国が設立した透明性パートナーシップ（PaSTI）に基づき、ASEAN加盟国における企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築に向けた技術的助言や、透明性向上に係るインセンティブに関する調査や発信等を実施しました。過年度から引き続きベトナムやフィリピンに対して制度構築支援を実施するとともに、2025年度からマレーシアと新たな協力を開始し、日本の知見の共有や、制度構築支援を実施しました。

汚染については、2025年9月に行われた日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、2023年に合意した「電気・電子機器廃棄物（e-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ」（ARCPEC）の対象範囲を拡充し、新たにバッテリーを含む使用済自動車（ELV）を支援対象とする、「電気・電子機器廃棄物（e-waste）、使用済自動車（ELV）及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意いたしました。

また、第2回グローバル・ストックテイク（GST）に向け、ASEANと日本でネット・ゼロと経済成長の同時実現に向けたレポートの作成と発信を目指して、COP30において閣僚級でキックオフイベントを実施しました。

また、海洋プラスチックごみに関しては、上述のSPACEにおいて採択した「プラスチック汚染に関する日ASEAN協力アクション・アジェンダ」の下、2019年に東アジア・アセアン経済研究センター

(ERIA) 内に設立された海洋プラスチックごみ地域ナレッジ・センター (RKC-MPD) を通じた情報発信・政策提言や、ASEAN 諸国の行政官・研究者を対象とする、環境中プラスチックの採取・分析等モニタリングの技術移転や関連する施策情報の共有を目的とする訪日研修を実施しました（同研修は2016年から継続）。

○ アジア太平洋シナジーレポートについて

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という地球が直面する三つの世界的危機に対処しSDGsの達成に貢献するためには、取組間のシナジーを発揮させ、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じたアプローチが重要です。この考え方を現場実装するため、我が国は、ESCAP、ADB、UNEP等と連携し、「アジア太平洋シナジーレポート」の作成作業を進めています。2025年2月に開催された「第12回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム (APFSD)」にて作成、公表に向けた構想を発表し、取組を始動しました。同年7月にはマニラで第1回専門家会合を開催、2026年2月の第13回APFSDでは関連イベント、第2回専門家会合も開催し、レポートの内容の取りまとめを行いました。

(ウ) アジア太平洋地域における分野別の協力

気候変動については第1章第1節8、資源循環・3Rについては第3章第6節2、污水处理については第3章第6節3、水分野については第4章第2節6、大気については第4章第5節5を参照。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア) 先進国との連携

○ 米国

2022年9月、西村明宏環境大臣（当時）とマイケル・リーガン米国環境保護庁長官（当時）は、日米環境政策対話を行い、日米共通の重要課題である気候変動と脱炭素、海洋ごみと循環経済、化学物質管理、環境教育と若者の分野における日米の協力強化や連携について、意見交換を行い、本対話の成果として「日米環境政策対話共同声明」を発表しました。2025年10月、青山繁晴環境副大臣は、G7エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したカナダで、リー・ゼルディン環境保護庁長官と会談し、環境分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました（写真6-4-1）。2026年3月、石原宏高環境大臣は、リー・ゼルディン環境保護庁長官と会談し、重要鉱物リサイクルでの連携をはじめ、日米における環境協力について意見交換を行うとともに、気候変動対策の重要性についての我が国の考え方を説明しました。

写真6-4-1

青山繁晴環境副大臣のリー・ゼルディン環境保護庁長官との会談の様子



資料：環境省

2025年7月に開催された日米豪印 (Quad) 外相会合において、「日米豪印重要鉱物イニシアティブ」を通じた、重要鉱物のサプライチェーンの確保と多様化、電気・電子機器廃棄物 (e-waste) に含まれる重要鉱物の回収と再加工などに関する協力強化に合意しました。また、本イニシアティブ設立に続き、環境省及び米国国務省は、大阪・関西万博米国パビリオンにて「ASEANのサプライチェーンにおける重要鉱物/e-waste リサイクルに関する日米共同セミナー」を共催しました。

○ EU

2021年5月に開催された、第27回日EU定期首脳協議にて立ち上げられた「日EUグリーン・アラ

イアンス」の下、日EUで、環境・気候変動分野における協力を進めています。2025年5月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、ベルギーでウォプケ・フックストラ欧州委員と面会し、日EU間の気候分野での連携について意見交換を行いました。2025年6月、第20回日EU環境高級事務レベル会合をベルギーで実施し、生物多様性、循環経済等の重要課題について対話を行い、環境協力の強化の必要性等を確認しました。また、2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、環境・強^{じん}な水資源・競争力のある循環経済担当のジェシカ・ロズウォール欧州委員と会談し、環境分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認しました。そして、同会談にて、日EUグリーン・アライアンスの更なる推進に向け、「日EU循環経済に関するワーキンググループ」を正式に立ち上げ、同日、実務者による1回目のワーキンググループを開催しました。本ワーキンググループを通じて、日EUの実務者間での対話を継続して行っており、使用済自動車規則案、廃棄物輸送規則、容器包装・容器包装廃棄物規則等について議論を行いました。2025年11月石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、ウォプケ・フックストラ欧州委員とバイ会談を行い、気候変動分野での連携の重要性を確認しました。2026年3月、第3回日EU気候高級事務レベル会合をベルギーで実施し、気候変動分野における協力を強化していくことを確認しました。

○ カナダ

2025年10月、青山繁晴環境副大臣は、G7エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトロント（加）で、カナダのモリー・ジョンソン環境・気候変動副大臣と会談を行い、気候変動、シナジー推進、プラスチック対策等の重要課題について意見交換しました。

○ ニュージーランド

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、サイモン・ワッツ気候変動大臣とバイ会談を行い、排出量取引制度等に関して意見交換しました。

○ イギリス

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、エドワード・ミリバンドエネルギー安全保障・ネットゼロ担当大臣とバイ会談を行い、気候変動等に関して意見交換を行いました。

○ オーストラリア

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、クリス・ボーウェン気候変動・エネルギー環境大臣とバイ会談を行い、気候変動対策や、取組間のシナジー拡大等に関して意見交換を行いました。

○ 韓国

2025年4月、韓国・ソウルにおいて、第22回日韓環境保護協力合同委員会が開催され、日韓間の環境協力、気候変動、海洋ごみ対策などのグローバルな環境問題に関する協力等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認しました。また、2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、TEMM26の出席の際に金星煥^{キム・ソンファン}環境部長官と会談し、気候変動、ヒアリ対策を含む生物多様性、プラスチック汚染等における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

(イ) 開発途上国との連携

〈アジア〉

○ 中国

環境ビジネス市場に係る情報提供や官公庁との関係構築、中国企業との連携促進等を支援するため、日中友好環境保全センターが設立した国家生態環境科学技術成果実用化総合サービスプラットフォーム（CEETT）を介して、中国における日本企業と中国企業とのビジネスマッチングを進める体制を整備してきました。また、中国政府・関係機関の若手職員を対象に環境及び防災意識の啓発を図ることなどを目的に外務省の「日中植林・植樹国際連帯事業」を活用して、2024年1月下旬から2月上旬及び同年10月下旬から11月上旬にかけて日本に招聘するとともに、中国政府も日本政府・関係機関の若手職員を2024年6月下旬及び2025年10月下旬から11月上旬にかけて中国に招聘するなど、日中両国の環境分野業務従事者の若手職員が相互に交流する事業を行っています。2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、TEM26の出席の際に黄潤秋生態環境部長と会談し、気候変動、ヒアリ対策を含む生物多様性、プラスチック汚染等における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

海洋プラスチックごみについては、2024年10月に第17回日中高級事務レベル海洋協議において合意された、第6回日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム会合及び第6回日中海洋ごみワークショップを2025年7月に日本主催で開催しました。両国の行政官及び専門家出席の下、プラスチックの環境中への流出源・経路・分布、海洋ごみのモニタリングに向けた革新的な手法と科学技術、国及び地域における海洋ごみ対策、普及啓発・教育・市民参加の取組等について議論を行い、協力を継続していくことで一致しました。

○ インドネシア

2022年8月に環境林業省との間で環境協力に関する協力覚書に署名し、また、海事・投資調整省との間で、日インドネシア包括環境協力パッケージに合意・署名し、インドネシアが重視する優先課題に関して、脱炭素移行、生物多様性保全、循環経済の同時推進を目指した包括的な協力を進め、官民投資の促進を図っています（具体的な活動内容は、[1] 持続可能な廃棄物及び海プラごみ管理、及び、[2] 持続可能なマングローブ管理）。2024年4月に環境林業省と開催した技術対話では協力の進捗状況を確認し、今後の進展に向けた協議を行うとともに、2024年8月には協力覚書を更新しました。さらに、気候変動分野の協力として、2024年10月に署名された日・インドネシア間のJCM及びインドネシアの温室効果ガス排出削減認証制度に関する両国環境省間の相互承認取決めにに基づき、パリ協定第6条に沿って協力を実施し、新たな事業計画を承認しました。

また、2017年の日尼首脳会談を契機に、環境省、JICA、IFCが共同で西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電PPP事業の案件形成を支援しています。環境省では制度構築（焼却灰規制等）支援を行い、2023年7月に日本企業を含む国際コンソーシアムが落札者に選定され、2024年6月に西ジャワ州とコンソーシアムとの間で契約署名が行われました。今後、電力購入契約締結、工事着工が期待されています。

○ インド

2018年10月にインド環境・森林・気候変動省と環境分野における包括的な協力覚書への署名が行われ、2023年1月には「日・インド環境ウィーク」が開催されるなど、官民における二国間環境協力を推進しています。インドとの環境分野における協力を継続的に推し進めるため、2025年8月には環境分野における包括的な協力覚書が更新されたほか、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書への署名が行われました。

○ モンゴル

2011年にモンゴル自然環境観光省と環境協力に関する協力覚書に署名し、それ以降同覚書を更新し

てきました。2025年6月にはモンゴル環境・気候変動省と4度目となる同覚書の更新を行うとともに、16回目となる日本・モンゴル環境政策対話を開催し、気候変動対策、大気汚染対策、生物多様性等について議論を行い、各分野における今後の協力の方向性を協議しました。特に、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）の観測データの活用については、モンゴルが国連に提出した第2回隔年更新報告書（BUR2）の中で、衛星観測データを用いてCO₂排出量を推計しており、その結果は、モンゴルによる報告値と非常に高い精度で一致していたことから、更なる協力としてGOSATを用いた国別排出量推定手法の国際標準化に向けて、引き続き協力していくことで一致しました。

○ フィリピン

2023年12月、フィリピン環境天然資源省と「環境保護分野における協力覚書」に署名し、廃棄物管理から協力範囲を広げ、気候変動やプラスチック汚染、生物多様性といった分野を始めとする包括的な環境協力を進めていくことに合意しました。2025年1月には「第2回日本・フィリピン環境ウィーク」を開催しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、訪日研修を行いました。加えて、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法（方法論）をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが進められています。2025年11月には、日・フィリピン間の二国間クレジット制度（JCM）の第2回合同委員会を開催し、改訂されたJCMに係る規則及びガイドライン類と同時に、REDD+及び植林・再植林に関するガイドラインが採択されたことに加え、新たに提案されたプロジェクトの事業概要書（Project Idea Note：PIN）や、既存22件のプロジェクトのPIN手続の免除、プロジェクト登録などが決議されました。また、廃棄物分野においては2025年10月には、フィリピン環境天然資源省と開催している廃棄物分野における合同調整委員会（第2回）を実施しました。

○ シンガポール

2014年3月にシンガポール環境庁との間で環境協力に関する同意書を締結して以降、2017年6月にはシンガポール環境水資源省との間で「環境協力に関する協力覚書」に署名しました。2024年9月には同覚書に基づき第8回日本・シンガポール環境政策対話をシンガポールで開催するなど、協力を深めてきました。2025年9月には浅尾慶一郎環境大臣（当時）がグレース・フー・シンガポール天然資源・持続可能性大臣と会談し、緊密に連携していくことを確認しました。

○ タイ

2018年5月にタイ王国天然資源環境省と署名した「環境協力に関する協力覚書」について、2024年7月に協力強化を目的として覚書を更新するとともに、第4回日本・タイ環境政策対話や環境技術・サービスに関する日本・タイのビジネス連携を促進することを目的とした「日本・タイ環境ビジネスマッチングセミナー」を開催しました。また、2022年4月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局（DIW）で署名した産業廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、産業廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めるとともに、2022年8月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国内務省地方自治振興局（DLA）で署名した都市廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、一般廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めたほか、廃棄物管理に係るオンライン研修を実施し、タイ政府のキャパビル向上に貢献しました。さらに、2024年7月の二国間クレジット制度（JCM）に関する協力覚書の更新及び同年9月の第6回合同委員会における新たなガイドライン類等の採択を踏まえ、新規のJCM事業についてはタイ国内制度であるPremium T-VERの下で申請が開始されています。2025年10月には、日・タイJCMの第7回合同委員会を開催し、1事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。合同委員会でのクレジット発行量の決定及びタイ政府によるタイ国登録簿に発行されたクレジットの国際移転の承認を受け、日本政府は、同年11月、JCMにおいて初となる、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（internationally transferred mitigation

outcomes : ITMOs)」として、日本国JCM 登録簿に日本政府が保有するクレジットを発行しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、訪日研修を行いました。

○ ベトナム

ベトナム天然資源環境省と2013年12月に「環境分野に関する協力覚書」に署名し、以来同国と緊密な協力関係を築いています。2024年1月にハノイにて第8回日本・ベトナム環境政策対話を開催するとともに、同覚書を再更新しました。また同月には、ベトナムの2050年までのカーボンニュートラル目標の実現のため、2021年11月に両大臣により署名された「2050年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」に基づく第3回合同作業部会を開催し、本共同協力計画に基づく気候変動分野などの協力を議論しました。また、海洋プラスチックごみについては、これまで、2019年度以来、研究者及び政府担当者の人材育成のための研修を行い、2020年度には海洋ごみモニタリングの分野における協力に関する基本合意書に署名していたところですが、同合意書の終期に伴い、協力を更に進展させるため、2023年8月、ベトナム天然資源環境省との間で、海洋ごみの管理等に関する協力に係る基本合意書に署名しました。これも踏まえ、2025年度にも継続して、ベトナム周辺で海洋ごみ共同パイロットモニタリング調査・研究の実施、モニタリングや処理を含む、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する人材育成研修の実施、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する知見共有を行いました。また、第5回日越政策対話（2018年）において設置が合意された廃棄物管理に関する合同委員会では、ベトナムにおける廃棄物管理や3R、公衆衛生の向上等を目的に、廃棄物処理基準やガイドライン等の制度設計支援、廃棄物発電の案件形成、重点取組自治体への支援等を促進したほか、廃棄物管理に係る研修を実施し、ベトナム政府のキャパビル向上に貢献しました。

○ マレーシア

2025年10月に、クアラルンプールにてマレーシア天然資源・環境持続可能性省とともに、テーマ別セミナー、ビジネスピッチ、ブース展示といった一連のイベントを一体的に開催する「日本・マレーシア環境ウィーク」を開催しました。小林史明環境副大臣（当時）、ダト・ドクター・チン マレーシア天然資源・環境持続可能性省次官、マイムナ クアラルンプール市長らが参加し、両国間の環境分野でのビジネス機会創出に向けた議論が行われました。また、マレーシア天然資源・環境持続可能性省のジョハリ・アブドゥル・ガニ担当大臣と小林史明環境副大臣（当時）との会談を開催し、両国間における環境課題の解決に向けた政策討議を行いました。

○ ラオス

2025年9月、気候変動や公害防止等に関する両国の協力を進めるため、ラオス農業環境省と環境協力に関する覚書の署名を行いました。

○ モルディブ

2025年12月には、日・モルディブ間の二国間クレジット制度（JCM）の第5回合同委員会を開催し、1事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。合同委員会でのクレジット発行量の決定及びモルディブ政府によるモルディブ国登録簿に発行されたクレジットの国際移転の承認を受け、日本政府は、同月、JCMにおいて2番目となる、パリ協定に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（internationally transferred mitigation outcomes : ITMOs）」として、日本国JCM 登録簿に日本政府が保有するクレジットを発行しました。

〈中東〉

○ UAE

2022年11月にアラブ首長国連邦気候変動・環境省と署名した「日本国環境省とアラブ首長国連邦気候変動・環境省との間の環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年9月、「日・UAE政策共有会」をオンラインで開催し、循環型経済、グリーンファイナンス、大気環境政策についての取組を紹介するとともに、今後の協力に向け意見交換を行いました。

○ オマーン

2025年5月、気候変動や廃棄物等に関する両国の協力を推し進めるため、オマーン国環境庁と環境協力に関する協力覚書の署名を行いました。

〈ラテンアメリカ〉

○ ブラジル

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、COP29に出席するため訪問したアゼルバイジャン・バクーで、マリナ・シルヴァ環境気候変動大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

2025年3月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）はシルヴァ環境気候変動大臣と会談を行うとともに、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の環境分野の協力覚書」に署名を行いました。

2025年11月には、石原宏高環境大臣がブラジル・ベレンにおいて、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の意向表明書」（LOI）に署名を行い、後日シルヴァ環境気候変動大臣も署名を行いました。

〈東ヨーロッパ〉

○ ウクライナ

2022年11月、環境省とウクライナ環境保全天然資源環境省との間で環境保全分野の協力に関する覚書に署名しました。また、環境省はJICAが進めているがれき処理支援に対する協力を行っています。2024年2月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。

〈アフリカ〉

○ タンザニア

2025年5月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。これに続き、同年9月、第1回合同委員会を開催し、JCMの実施に係る規則及びガイドライン類を採択するとともに、JCMを含む気候変動政策の動向及びパリ協定第6条に関する取組について情報交換を行いました。

〈中央アジア〉

○ カザフスタン

2023年2月に学校法人中央大学はカザフスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。また、2025年12月に開催された首脳会談の機会を捉え、カザフスタン共和国エコロジー天然資源省と環境協力覚書に署名しました。

○ ウズベキスタン

2022年10月に学校法人中央大学はウズベキスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。2022年12月に環境省とウズベキスタン共和国国家生態系・環境保護委員会との間で環境保護分野における協力覚書に署名し、2025

年1月及び3月に「日・ウズベキスタン政策共有会」を開催し、大気汚染、水質汚染、廃棄物管理、気候変動に関する情報交換を行いました。また、2025年12月に開催された首脳会談の機会を捉え、国家エコロジー気候変動委員会と廃棄物管理を含む環境協力に関する取決めに署名しました。

○ キルギス

2024年7月に学校法人中央大学はキルギスとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。

○ トルクメニスタン

2025年4月に学校法人中央大学はトルクメニスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。

ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図るため、英語での報道発表、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の英語抄訳版等、海外広報資料の作成・配布や環境省ウェブサイト・SNS等を通じた海外広報を行いました。

エ 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発協力を積極的に行っています。環境問題については、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」において複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を重点政策の一つとして位置付けるとともに、地球環境の保全は地球の未来に対する我々の責任であると認識し、生物多様性の主流化やプラスチック汚染対策を含む海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取組を強化していくことが明記されています。また、特に小島嶼開発途上国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応に関して、ニーズに即した支援を行っています。

(ア) 無償資金協力

居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において、無償資金協力を実施しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を実施しています。

(イ) 有償資金協力

下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の各分野において、有償資金協力（円借款・海外投融資）を実施しています。

(ウ) 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP/IETC技術協力信託基金等に対し拠出を行っています。また、我が国が主要拠出国及び出資国となっているUNDP、世界銀行、ADB、EBRD、国連工業開発機関（UNIDO）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になっています。

(3) 多国間資金や民間資金の積極的活用

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等が地球環境問題に取り組み、環境条約の実施を行うために、無償資金等を提供する多国間基金です。第8次GEF増資期間（2022年7月－2026年6月）の増資規模は53.3億ドルであり、このうち我が国からは総額6.38億ドルの拠出を行っています。我が

国はGEFのトップドナーとして、意思決定機関である評議会の場を通じ、GEFの活動・運営に係る決定に積極的に参画しています。

開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援する緑の気候基金（GCF）については、初期拠出（2015年－2019年）の15億ドルと第1次増資（2020年－2023年）への15億ドルの拠出に続いて、第2次増資（2024年－2027年）については、2023年10月のハイレベル・プレッジング会合において、我が国から、第1次増資時と円貨で同規模の最大1,650億円の拠出表明を行い、2025年3月までに我が国を含む34か国・1地方政府が総額約105億ドルの拠出を表明しました。また、2025年12月までに134か国における336件の支援案件がGCF理事会で承認されました。我が国は基金への主要ドナー国の一つとして資金面での貢献に加え、GCF理事国として、支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に貢献しています。また、我が国は、途上国の要請に基づき技術移転に関する能力開発やニーズの評価を支援する「気候技術センター・ネットワーク（CTCN）」に対して2024年度に約36.5万ドルを拠出し、積極的に貢献しました。加えて、ADBやEBRD、UNIDOと連携し、JCMプロジェクト形成に取り組みました。

（4）国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

ア 地方公共団体間の連携

脱炭素社会形成に関するノウハウや経験を有する日本の地方公共団体等の協力の下、アジア等各国の都市との間で、都市間連携を活用し、脱炭素社会実現に向けて基盤制度の策定支援や、優れた脱炭素技術の普及支援を実施しました。2025年度は、北海道札幌市、神奈川県横浜市、富山県富山市、静岡県静岡市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、島根県海士町、岡山県真庭市、愛媛県、福岡県北九州市、福岡県、鹿児島県大崎町、沖縄県浦添市による25件の取組を支援しました。

イ 市民レベルでの連携

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、プラットフォーム助成制度に基づいて、国内の環境NGO・NPOが国内又は開発途上地域において他のNGO・NPO等との横断的な協働・連携の下で実施する環境保全活動に対する支援を行いました。

（5）国際的な枠組みにおける主導的役割

2025年10月、カナダ・トロントで開催されたG7エネルギー・環境大臣会合では、「循環経済及び資源効率性トロント行動計画」及び「G7水コアリション作業計画」が採択されました。また、官民全てのレベルの関係者が、異常気象に対する予防・予測・準備・レジリエンス構築をすることの必要性等について議論されました。プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた建設的な関与を確認しました。

2025年6月のG7カナナスキス・サミットでは、山火事の発生及び悪影響の軽減において、自然を活用した解決策、早期警戒システムの活用的重要性を確認し、カナナスキス山火事憲章が採択されました。また、重要鉱物のリサイクル、循環経済等に焦点を当てた研究開発の促進的重要性を確認し、G7重要鉱物行動計画が採択されました。

2025年10月に南アフリカ・ケープタウンで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、大気質及び環境に影響を及ぼす犯罪に関する閣僚宣言が採択されました。また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（KMGBF）の迅速な実施へのコミットメントや、最大限の野心を反映したNDCをCOP30前又は可能な限り早期に提出すること、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書を策定するための政府間交渉委員会（INC）の交渉妥結に向けて積極的かつ建設的に関与する決意等について議論されました。

さらに2025年11月のG20ヨハネスブルク・サミットにおいて、気候変動については、1.5℃の気温上昇による気候変動の影響は、2℃の気温上昇による影響と比べてはるかに小さいことを強調し、1.5℃

目標の達成のための努力を追求する決意を再確認しました。また、生物多様性については、G20各国の、KMGBFへのコミットメントを再確認し、2030年までに森林減少及び森林劣化を止め、反転させるための取組の重要性を強調しました。循環経済については、重要鉱物資源が繁栄と持続可能な開発の原動力となることを確保するための、「G20重要鉱物フレームワーク」を歓迎しました。

なお、宇宙空間のごみ（スペースデブリ）が、新たな国際的な課題となっており、国際社会が協力してスペースデブリ対策に取り組む必要があることから、我が国では、JAXAにおいて、2019年4月から、大型デブリの除去技術獲得及び民間による事業化を目指して、商業デブリ除去実証（CRD2）プロジェクトを進めています。

2022年に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）を立ち上げる決議が採択されて以降、国連では2022年から条約の策定に向けた交渉（INC）が開始されました。2024年までに5回の交渉会合が行われ、2025年8月には、スイスで6回目の交渉会合（INC5.2）が開催されましたが、各国で意見の隔たりが大きく、合意に至らず、交渉は継続されることになりました。我が国は、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していきます。

また、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された国・機関等の海洋プラスチックごみ対策を、2025年のG20議長国であった南アフリカが我が国支援の下、「第7次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。第7次報告書では、23か国と9の国際機関・NGOの優良事例や課題が共有されました。

パリ協定第6条（市場メカニズム）の実施により、脱炭素市場や民間投資が活性化され、世界全体の温室効果ガスが更に削減されるとともに、経済成長にも寄与することが期待されている一方、パリ協定第6条を実施するための体制整備や知見の共有等が課題とされています。国際的な連携の下、6条ルールの理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援するため、我が国は、2022年11月、COP27において「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2025年12月時点において90か国、321機関が参加）を立ち上げ、各国の第6条実施に向けた支援を実施しています。今後も我が国が率先して、パートナーシップ参加国、国際機関等と連携しつつ、各国の第6条実施に向けた支援を加速し、パリ協定6条に沿った市場メカニズムを世界的に拡大し、世界の温室効果ガスの更なる削減に貢献していきます。

ASEAN加盟国とは、2023年に気候変動・汚染・生物多様性損失という三つの危機に対処していくために取りまとめられた「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を通じて協力を推進しています。2025年9月、マレーシアにおいて開催された第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話ではSPACEを改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことが合意されました。

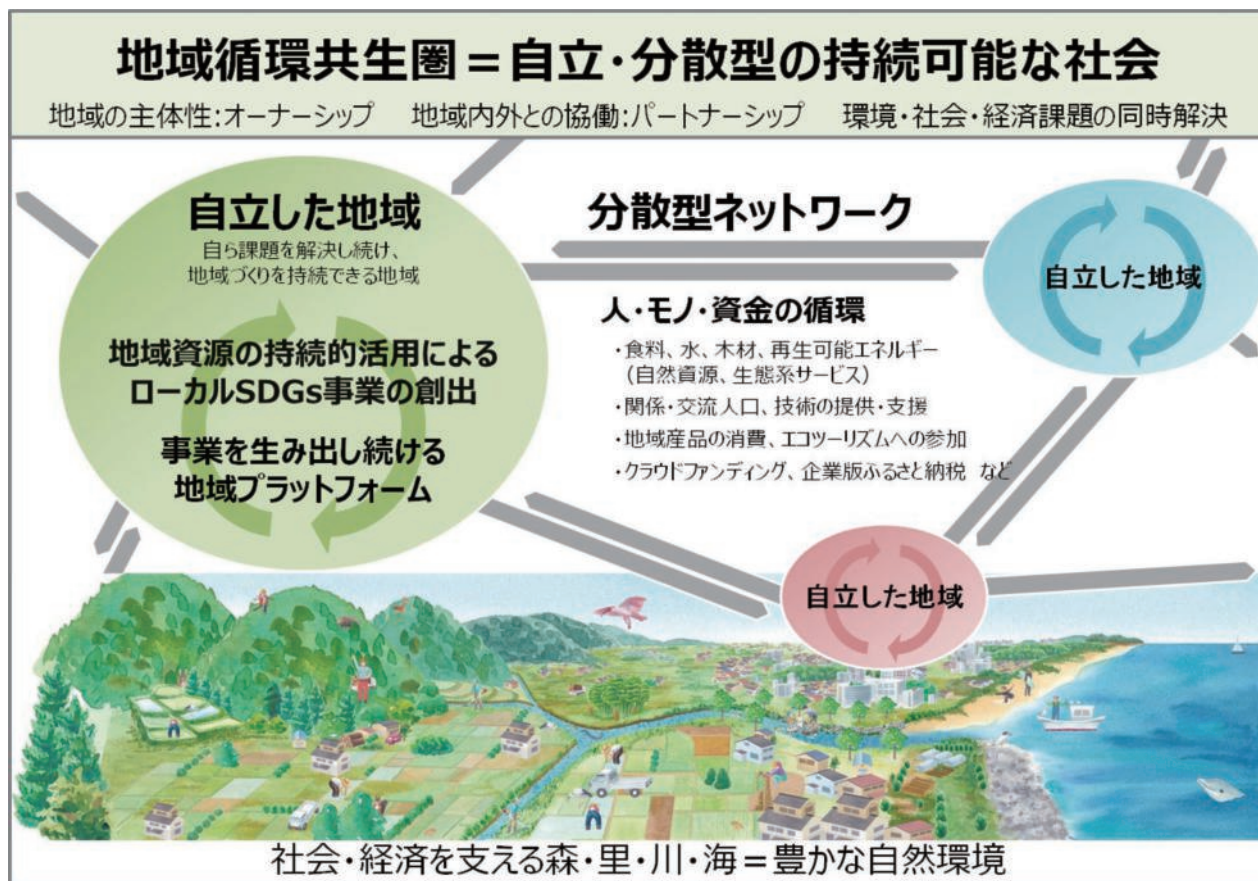
第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 環境を軸とした地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏構築の展開

地域循環共生圏は、自然資本をはじめとする地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を、地域が主体性を発揮して生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です（図6-5-1）。

図 6-5-1 地域循環共生圏の概念



資料：環境省

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があることから、各地域において、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて地域循環共生圏の実装を進め、「新たな成長」を実現していくことが重要です。地域循環共生圏の創造に向け、ローカルSDGs事業の創出と、それを生み出し続ける地域プラットフォームの構築を加速化するため、2024年度より地域循環共生圏づくりの中間支援の担い手を対象とした事業を実施し、延べ30地域を支援しました。また、脱炭素・循環経済・自然再興等の環境政策の強力な推進を背景に、地域の経済社会構造が大きく変化する地域において、地域循環共生圏の考え方に基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会への移行を目指す「地域トランジション」について、モデル地域での実証及び研究会での検討を行い、研究会中間取りまとめを発表しました。

さらに、2019年度より運用を開始している地域循環共生圏に係るポータルサイトでは、各実証地域の取組から得られた知見を紹介するとともに、地域の経済循環構造や環境・社会・経済面の客観指標を把握するためのツールの最新年版を公表しました。対面及びオンラインにて開催した「地域循環共生圏フォーラム2025」（主催：環境省）では、「地域に着目する企業・金融の実践と共創」と題し、持続可能な地域づくりを進める省庁、企業、金融機関等が実践を共有し、対面で300名、オンラインで500名程度が参加しました。同時に20以上の省庁・企業等によるブース展示も行われ、登壇者や出展者、参加者との双方向の活発な議論と交流の場となりました。また、オンラインにて開催した「地域循環共生圏セミナー2025」は、環境以外のテーマで地域づくりに取り組む実践者の取組を入口に地域循環共生圏について考える機会となり、全4回で延べ562名が参加しました。

さらに、市町村やコミュニティといった一定の広がりのある「地域」の中で、環境・社会・経済の課題を同時解決する、SDGsの視点を取り入れた事業・プロジェクトを数多く生み出していく「地域循環共生圏」と両輪で、一人一人、一社一社がSDGsの視点を取り入れた活動・取組を表彰する「グッドラ

イフアワード」を、2013年度から実施しています。国民一人一人が自らのライフスタイルを見直す契機とすることを目的として、企業、団体、個人等の幅広い主体による「環境と社会にいい暮らし」を支える地道で優れた取組を募集し、表彰するとともに、その取組を広く国民に対して情報発信しています。2025年度は、応募数224の取組の中から、最優秀賞1、優秀賞3、各部門賞6、計10の取組を環境大臣賞として表彰しました。

事例



中間支援を通した地域循環共生圏づくり

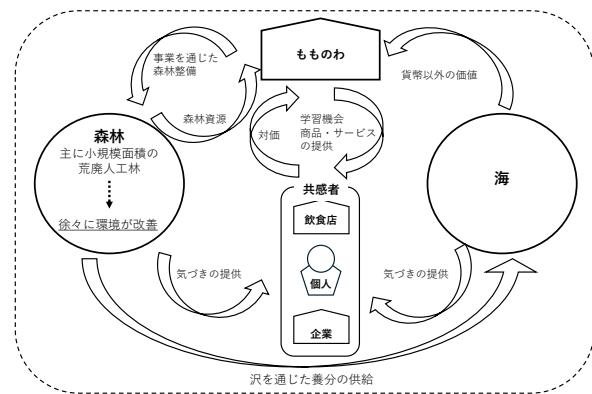
合同会社もものわは、宮城県石巻市・牡鹿半島を拠点として、「海に良い影響を与える林業」をテーマに、森林整備を通じて人命の安全確保と海洋環境の再生を同時に図る取組を進めています。荒廃した小規模人工林を主なフィールドとし、レスキュー隊員へのチェーンソー技術指導や、様々な切り口からの森林環境教育、未利用の林地残材の商品開発を行うことで、結果として間伐が促され、災害に強く生物相の豊かな森林の形成につながっています。このように、林業と他分野を掛け合わせながら、森・里・川・海のつながりを回復させるローカルSDGs事業により、第13回グッドライフアワード環境大臣賞 地域コミュニティ部門を受賞しました。

レスキュー隊員へのチェーンソー技術指導の様子



資料：合同会社もものわ

合同会社もものわ 事業モデル図



資料：合同会社もものわ

こうした取組に対して中間支援を行っている一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンは、水産業や海洋環境を起点とした地域課題解決の知見を活かしつつ、企業の研修などで、合同会社もものわの取組を地域外に発信する機会を創出しています。また、研究機関や専門家との協働により科学的なエビデンスの蓄積を図る中で、海洋域へ良い影響を与えられる山林を目指す森林整備に向け、今後取り組むべき課題や解決に向けた方向性の洗い出し、先進事例の紹介や連携に向けた支援などを行っています。

(2) 地域脱炭素の加速化

2021年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を推進しています。2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進することが明記されました。また、今後の政策対応を強化し、地域脱炭素の全国展開のための基盤を強化・確固たるものとするため、環境省を始めとする関係府省が緊密に連携しつつ、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組むこととしています。

地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を実施する「脱炭素先行地域」については、2025年度までに7回の募集により102地域を選定しました（図6-5-2）。また、全国で重点的に導入促進を図る屋

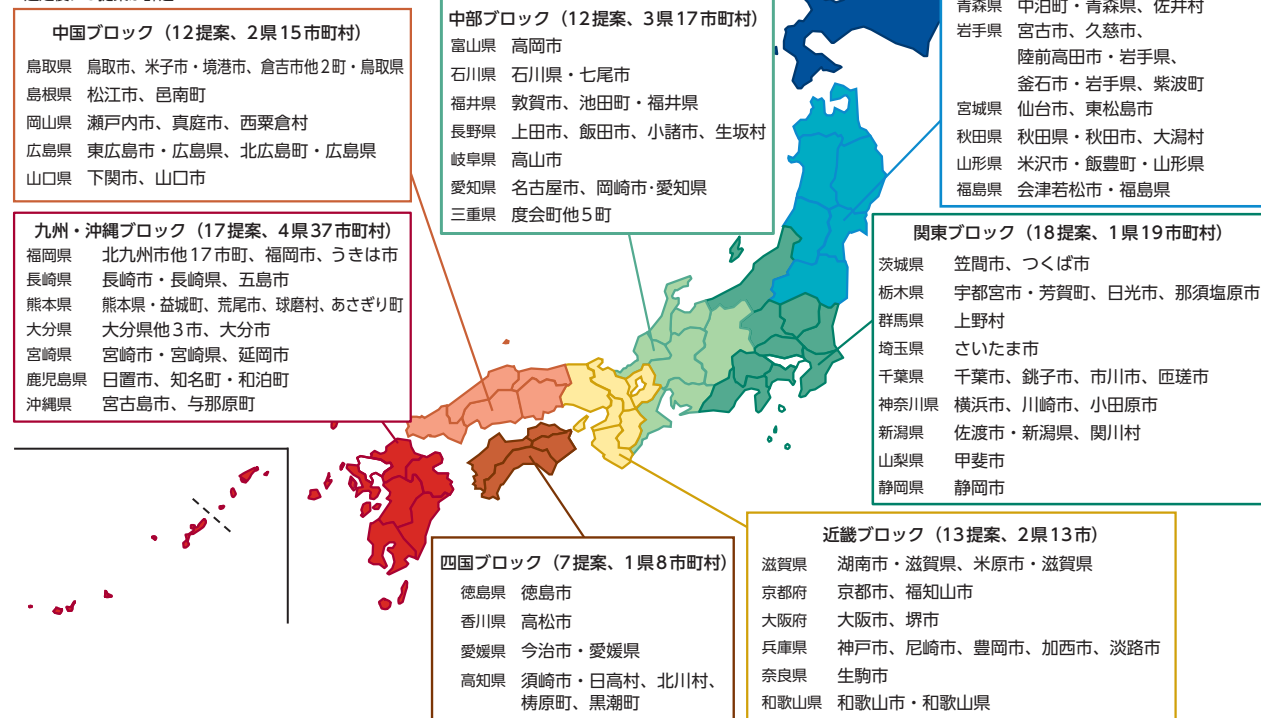
図6-5-2 脱炭素先行地域の選定状況（2026年3月末時点）

脱炭素先行地域

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6		R7	
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)	12 (18)	

※選定後に3提案が辞退



資料：環境省

根置き太陽光発電^{ゼブゼッチ}、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する「重点対策加速化事業」として、2025年度までに171の地方公共団体を採択し、脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しました。また、公共施設等の脱炭素化の取組を支援するため、2023年度に総務省において創設した「脱炭素化推進事業債」については、2030年度まで事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

2025年度においては、地域における再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定、再生可能エネルギー促進区域の設定に向けたゾーニング及び地域脱炭素化促進事業の案件形成等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」や地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等に、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援する「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等を実施しました。さらに、「脱炭素化支援機構」による地域資源を活用した脱炭素プロジェクト等への資金供給、その他グリーンボンド発行・投資の促進等を行いました。

加えて、地方自治体の職員等に対する、再生可能エネルギー導入等の脱炭素実現のメリットや手法等についての理解を深めるための研修を行ったほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行いました。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支

援しました。

国の積極支援に当たっては、国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施しました。こうした関係府省庁との連携も通じた脱炭素先行地域づくりについて、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応しました。

事例



能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化・被災地の復興加速を軸とした脱炭素先行地域づくり（石川県）

「脱炭素先行地域」に選定された石川県では、能登半島地震での被災の経験を踏まえ、災害レジリエンス強化と被災地復興の加速に重点を置いた取組を進めています。のと里山空港や金沢港エリア、能登の道の駅といった、災害時に「人命救助」「物資供給」「広域避難」を担う陸海空の基幹インフラに対して太陽光発電・蓄電池・EV充電設備等を設置することで、県単位での広域防災体制の強化を実現していきます。また、能登半島の観光拠点である和倉温泉では、地域関係者が中心となって高温の源泉を活用した未利用温泉熱有効活用システムを導入し、サステナブルな温泉地としてブランディングすることで、再建途上にある旅館の経営支援と和倉温泉の復興加速を実現します。

のと里山空港



資料：石川県

和倉温泉



資料：石川県

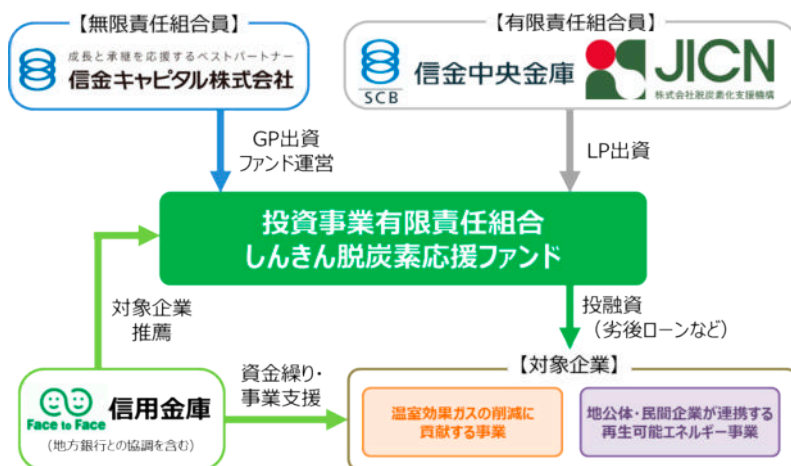
事例



「投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド」について

官民の出資を受けて設立されている脱炭素化支援機構（JICN）では、信金中央金庫及び信金キャピタルと連携して設立した「投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド」に対して出資を行っています。本ファンドは、信用金庫のネットワークを活用した案件発掘、専門的なアドバイスの提供、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業に対してメザニンファイナンスを中心とした資金支援を実施しており、本ファンドを通じて脱炭素関連事業を支援することで、信用金庫が深いつながりを持つ地方公共団体や地元企業等における脱炭素関連事業の取組が拡大することが期待されます。本ファンドからは、例えば、2024年2月に岡山県瀬戸内市等の出資により設立された地域新電力会社である「瀬戸内市民電力」に対して投資を行っており、市内の公共施設や民家に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を地域内に供給するなどの取組を行うことで、地域の脱炭素化を進めるなどの事例が既に生まれています。

しんきん脱炭素応援ファンドスキーム図



資料：信金中央金庫

2 多様な主体の参加による国土管理の推進

(1) 多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図りました。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林については、公的主体による森林整備を推進しました。多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・NPO・森林所有者等のネットワーク化等による連携・強化を推進しました。

イ 環境保全型農業の推進

第2章第6節1(1)を参照。

(2) 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国土から得られる豊かな恵みを将来の世代へと受け継いでいくための多様な主体による国土の国民的経営の実践に向けた普及や検討として、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開などに取り組んでいます。

ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや情報の提供等を通じて多様な主体による国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林空間を活用して健康、観光、教育など多様な分野で体験プログラムを提供する「森林サービス産業」の創出・推進、地域の森林資源の循環利用を通じた森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進しました。

イ 公園緑地等における意識啓発

都市における公園や緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤です。

こうした都市における公園や緑地の機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を実現し、緑地の質・量両面での確保に向けた都市緑

地行政を全国的に一層推進するため、2024年11月に都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）が施行され、必要な施策を総合的に講じました。

3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

(1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

緑地の保全及び緑化の推進について、国が定める「緑の基本方針」や地方公共団体が定める「緑の広域計画」、「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を支援しました。

イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

資源循環分野については、第3章第4節を参照。

ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進しました。

人材育成に関しては、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士（フォレスター）、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成しました。

エ 災害に強い森林づくりの推進

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生、豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策、流木による被害を防止・軽減するための効果的な治山対策など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献しました。

オ 景観保全

景観の保全に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、2025年3月末時点で675団体において景観計画が定められています。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、2026年3月末時点で重要文化的景観として74地域が選定されています。

カ 歴史的環境の保全・活用

2025年度中に史跡名勝天然記念物の新指定15件、特別史跡名勝天然記念物の新指定2件を行うとともに、2025年度は2都市の歴史的風致維持向上計画を新規認定し、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための取組を行いました。

(2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

(1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）及び「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（2024年5月変更閣議決定）に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（環境教育等促進法第11条第1項）、環境教育等支援団体の指定制度（同法第10条の2第1項）、体験の機会の場の認定制度（同法第20条）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。

また、発達段階に応じ、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場において自発的な環境教育等の取組が促進されるよう、環境省では、文部科学省と連携し、学校や地域において質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」として、教職員を主な対象とし、教科横断的にホール・スクールで環境教育・ESDを推進するための研修をオンラインや全国各地で開催したほか、指導案や参考事例など、学校や地域での環境教育や環境保全活動に役立つ情報を、ウェブサイト（環境学習ステーション）にて提供しました。

さらに、2023年度から環境教育やESDに取り組む方の負担軽減、ネットワーク化、取組支援を目的に「環境教育・ESD実践動画100選」として、学校教育又は社会教育における幼少期～高校生を対象とした環境教育やESDに関連する実践取組の短編動画の優良事例を発信する取組を始め、2025年度には26件の動画を選定、公表しました。

加えて、「体験の機会の場」研究機構との間で締結された環境教育等促進法に基づく協定（同法第21条の4第1項）の趣旨を踏まえ、同機構と連携して、2025年日本国際博覧会において、若年層を対象としたプレゼンテーションコンクールやパネルディスカッションを内容とする「Green Blue Education Forum 2025」を実施するなど、体験の機会の場の利用及び認定促進に向けた取組を進めました。

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に対し、関係省庁と連携してエコスクールパイロットモデル事業を実施し、1997年度から2016年度までに1,663校認定しました。2017年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を2025年度までに345校認定しました。

ESDについては、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という2020年から2030年までの新たな国際的実施枠組みが2019年11月に第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月には第74回国連総会で承認されました。「ESD for 2030」の理念を踏まえ、関係省庁が連携し、2021年5月、「第2期ESD国内実施計画」を策定し、同日に「ESD推進の手引」も更新しました。また、学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において、児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校）をESDの推進拠点として位置付けています。ユネスコスクール全国大会及び地方連絡会・地方セミナーの開催等を通じて、ESDの実践例の共有や議論等を行いESDの活動の振興を図るほか、調査研究委託事業を通じて、持続可能な社会の創り手育成の推進につながる教員養成、カリキュラム作成及び多様なステークホルダーとの協働による人材育成に取り組んでいます。

さらに、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、環境省、文部科学省、関係団体等が連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター（全国8か所）を活用したESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に努めるとともに、気候変動を切り口としたテーマ別の学び合

いプロジェクトを実施しました。このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProsPER.Net）構築等の事業を支援しました。

また、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）における三カ国共同のプロジェクトとして、日中韓環境ユースフォーラム（TEMMユースフォーラム）において、環境教育推進のための意見交換を行いました。

（2）持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催等により、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、2025年度の助成については、392件の助成要望に対し、161件、総額約5.7億円の助成決定が行われました。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所の共催により、環境活動を行う全国の高校生に対し、相互交流や実践発表の機会を提供する「全国ユース環境活動発表大会（全国大会）」を2026年2月に開催し、優秀校に対して環境大臣賞等を授与しました。

持続可能な地域づくりのための中間支援機能を発揮する拠点として「環境パートナーシップオフィス（EPO）」を全国8か所に展開しています。各地方環境事務所と各地元のNGO・NPOが協働で運営、環境情報の受発信といった静的なセンター機能だけでなく、地域の環境課題解決への伴走等といった動的な役割を担いました。EPOの結節点として、各EPOの成果の取りまとめや相互参照、ブロックを超えた横展開等、全国EPOネットワーク事業を「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」が行いました。また、GEOCは環境省・国連大学との協働事業として時機に見合った国際情報の発信やシンポジウムの開催等を行いました。

環境教育等促進法に基づく体験の機会の場等の各種認定の状況等を環境省ウェブサイトにおいて発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOC及びEPOを拠点としてウェブサイトやメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

2025年度には、2024年度に引き続き、合宿制の集合研修を実施するとともに、集合形式とオンライン形式を組み合わせるなどの研修手法も活用し、行政研修12コース（12回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修9コース（11回）及び職員研修8コース（8回）の合計29コース（31回）を実施しました。加えて、分析研修等の研修内容に関連する支援教材の動画配信を視聴登録者に対して行いました。2025年度の研修修了者は、1,354名となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,186名、分析研修が168名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が41.2%、地方公共団体が57.7%、独立行政法人等が1.1%となっています。

1 EBPM推進のための環境情報の整備

各施策において見える化に取り組んでいるものや、各主体が利用可能な形への整備に取り組んでいる環境情報等を「環境省における統計情報・データ等一覧」として取りまとめ、また、環境に関するデータの利活用を推進するため、基礎的データを収集・整理した「環境統計集」を最新のデータに更新し、それぞれ環境省ウェブサイトで公開しています。

2 利用者ニーズに応じた情報の提供

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。それに基づいて、デジタル庁が整備したオープンデータポータルである「e-Govデータポータル」へのデータの掲載等を促進するための方針を整備しました。

環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の内容を広く普及するため、全国4か所で「白書を読む会」をオンラインで開催しました。

統計、研究、モニタリング等に基づく環境の情報を視覚的に分かりやすく提供するために、地理情報システム（GIS）を用いた図表の整備を行い、加えて環境問題に対する知識を国民が得るための情報源として、環境研究や環境技術に関する解説等の整備を進め、これらの成果を「環境展望台」で提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、環境情報データベースの運用を行いました。また、沿岸海域環境保全情報の提供を行うとともに、関係府省・機関が収集した、衛星情報を含め広範な海洋情報を集約・共有する「海洋状況表示システム（海しる）」について、掲載情報の充実、機能の拡充を行いました。

自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に関する情報を「生物多様性情報システム（J-IBIS）」において、Web-GISによる提供情報も含めて整備・拡充するとともに、全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」においては、全国各地の様々な自然情報を安定的に継続して提供できるよう、ライブカメラの更新などの取組を進めました。また、「いきものログ」を通じて、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

各種事業、規制、租税特別措置等の政策の立案に当たり、その時点で得られる最良の客観的な証拠を踏まえた政策評価を行いました。環境情報の整備や提供に当たっては証拠としての質（エビデンスレベル）に留意し実施しました（第6章第6節1及び2を参照）。また、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案しました（第6章第1節3を参照）。

1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

(1) 改正環境影響評価法の成立

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、前回の法改正から10年が経過したことから、前回の改正法の附則に定める施行状況の検討を行いました。

2024年10月、今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会に諮問がなされました。「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、2025年6月に成立・公布されました。

(2) 海洋再生エネ整備法の成立

再生可能エネルギーのうち、風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。こうした状況に鑑み、2023年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされました。

その後、「中央環境審議会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、まずは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、2025年6月に成立・公布されました。加えて、国が行うこととなった海洋環境等に関する調査の実施に向け、同年7月に大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室を設置し、新制度に関する具体的な運用等の検討を進めました。

2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

(1) 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響審査の実施

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。環境影響評価法に基づき、2026年3月末までに計922件の事業について手続が実施されました。このうち、2025年度においては、新たに24件の手続が開始され、また、19件の評価書手続が完了し、環境配慮の確保が図られました。

近年、特に審査件数の多い風力発電所については、環境影響の程度は事業規模よりも立地に依拠する特徴があり、陸上の風力発電所に係る立地選定において適正な配慮がなされていないと判断される事業に対しては、事業計画の見直し等の厳しい環境大臣意見を述べました。洋上の風力発電所については、これまで国内における導入実績が少なく、運転開始後の環境影響に係る知見が十分に得られていないことから、最新の知見、専門家の助言等を踏まえ、適切に事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境

保全措置を適切に講ずることなどを求める環境大臣意見を述べました。太陽光発電所については、ゴルフ場跡地等の既に開発済みの土地で行われる事業に対して、水生生物への影響を回避又は低減することや廃棄物等の適正な処理を求めた環境大臣意見を述べました。

火力発電所については、国内外の情勢を踏まえ、温室効果ガス排出削減の取組の道筋が1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、事業の休廃止も含めあらゆる選択肢を勘案して検討するよう求めるなど、厳しい環境大臣意見を述べました。

(2) 環境影響評価のための環境情報基盤の整備

洋上風力発電事業の環境影響に係る不確実性に対応する観点から、経済産業省と環境省が共同事務局となり、事業者が実施するモニタリングの具体的な手法等について取りまとめた「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」を2025年9月に公表しました。また、環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」において、情報の拡充や更新を行い公開しました。

第8節 環境保健対策

1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

(1) 福島県における健康管理

国は、福島県の住民の方々の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が2011年度に創設した福島県民健康管理基金に交付金を拠出するなどして福島県を財政的、技術的に支援しており、福島県は、同基金を活用し、2011年6月から県民健康調査等を実施しています。具体的には、福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量を推計する基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査を実施しています。また、「妊産婦に関する調査」も実施してきたところ、2022年度をもって調査を終え、調査結果を踏まえた情報発信や相談対応の支援を引き続き実施しています。このほか、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等も実施しています。「甲状腺検査」について、福島県「県民健康調査」検討委員会甲状腺検査評価部会では、「先行検査から検査5回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連があるとは認められなかった」とまとめています。（甲状腺検査は対象者が20歳を超えるまでは2年ごと、25歳以降は5年ごとに実施しており、先行検査から本格検査（検査5回目）は2022年度までに実施された検査です。）

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の健康影響について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られない」と評価しています。

(2) 国による健康管理・健康不安対策

環境省では、2015年2月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」及び2025年6月に閣議決定された「〔第2期復興・創生期間〕以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実、[5] 放射線の健康影響に関する情報発信に取り組んで

います。

[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

大気拡散シミュレーションや住民の行動データ、ホールボディ・カウンタ等による実測値等、被ばく線量に影響する様々なデータを活用し、事故後の住民の被ばく線量をより精緻に評価する研究事業を実施しています。

[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

福島県及び福島近隣県における、がん及びがん以外の疾患の罹患動向を把握するために、人口動態統計やがん登録等の統計情報を活用し、地域ごとに、循環器疾患を含む各疾病の罹患率及び死亡率の変化等を分析する研究事業を実施しています。

[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県は、県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要になった方に対して、治療にかかる経済的負担を支援するとともに、診療情報を活用させていただくことで「甲状腺検査」の充実を図る「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでおり、国は、この取組を支援しています。このほか、国として甲状腺検査の結果、詳細な検査（二次検査）が必要になった方へのこころのケアの充実や、また県内検査者の育成や県外検査実施機関の拡充に向け、医療機関への研修会等を開催しています。

[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実

環境省では、2014年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設し、避難指示が出された12市町村を中心に、住民を支える相談員や自治体職員等の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的な支援を実施していくため、研修会や意見交換会等の開催等を行っています。

そのほか、希望する住民には、個人線量計を配布して外部被ばく線量を測定してもらい、またホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することにより、住民に自らの被ばく線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響に関する説明を行うことにより、不安軽減へつなげています。

一方、福島県外の企業や学校、地域住民の方を対象に、放射線への不安軽減やリテラシーの向上のため、放射線の知識や健康影響のリスクコミュニケーションに関するセミナーや講演活動等を実施しています。

[5] 放射線の健康影響に関する情報発信

環境省は、放射線の健康影響に関する風評・偏見・差別の払拭を目指した情報発信活動を行っています。2021年度からは、活動をより強化し、「ぐるプロジェクト」として、全国での放射線の健康影響に関するセミナーの開催や、学んだ内容を踏まえた訴求表現自体を公募するコンテストの実施など、新たな情報発信に取り組んでいます。さらに、2024年度からは、福島県在住の若者で構成する「ふくしまメッセンジャーズ」を結成し、「福島は今」を伝えながら直接コミュニケーションを行うことで、放射線の健康影響に関する理解の促進につなげています（写真6-8-1）。

写真6-8-1 ふくしまメッセンジャーズの活動例
(こども霞が関見学デーにて)



資料：環境省

(1) 被害者の補償・救済

ア 大気汚染の影響による呼吸器系疾患

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

公害健康被害補償法のうち、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則（法附則第9条）については、2018年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を同機構に交付することができるよう措置する、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第11号）が2018年3月に公布されました。

2025年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業、禁煙治療費用助成事業、新型コロナワクチン接種費用助成事業）等を実施しました。2025年12月末時点の被認定者数は25,679人です。なお、1988年3月をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的な大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、幼児を対象とする健康診査、ぜん息患者等を対象とした機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

○ 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認されたものであり、四肢末端の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症候とする神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった神経系疾患であることが1968年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2026年1月末までの被認定者数は、3,001人（熊本県1,791人、鹿児島県493人、新潟県717人）で、このうち生存者は、290人（熊本県160人、鹿児島県46人、新潟県84人）となっています。

○ 1995年の政治解決

公害健康被害補償法及び1992年から開始した水俣病総合対策医療事業（一定の症状が認められる者

に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給する事業）による対応が行われたものの、水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、1995年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、原因企業から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）を交付しました。また、医療手帳の対象とならない方であっても、一定の神経症状を有する方に対して保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

これにより、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、2004年10月に最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました。

○ 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

政府は、2006年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、1995年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、2005年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を2005年10月に再開（2010年7月受付終了）。
- [2] 2006年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策への取組。

○ 水俣病被害者救済特措法

2004年の関西訴訟最高裁判所判決後、公害健康被害補償法の認定申請の増加及び新たな国賠訴訟が6件提起されました。

このような事態を受け、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、2010年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この救済措置の方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万4,836人が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,249人、療養費対象該当者は6,071人となりました（2018年1月判定終了）（表6-8-1）。また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、2010年3月には熊本地方裁判

表6-8-1 公害健康被害補償法の被認定者数等（水俣病関係）

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
公害健康被害補償法の現状（令和8年1月現在）	1,791	493	717	3,001
平成7年政治解決に係る判定結果	8,834	2,706	834	12,374
（内、医療手帳該当）	7,992	2,361	799	11,152
（内、保健手帳該当）	842	345	35	1,222
水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置に係る判定結果	22,816	13,545	1,959	38,320
（内、一時金等対象該当者数）	19,306	11,127	1,816	32,249
（内、療養費対象該当者数）	3,510	2,418	143	6,071

資料：環境省

所から提示された所見を原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、2011年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、2010年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定に関する2013年4月の最高裁判所判決を受けて発出した、総合的検討の在り方を具体化する通知に沿って、現在、関係県・市の認定審査会において審査がなされています。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、高齢化が進む胎児性患者とその家族の方など、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化等の医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習等を通じて地域のきずなを修復する再生・融和（もやい直し）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興、手法の開発を含めた健康に係る調査研究にも取り組んでいます。

(ウ) 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

ウ イタイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイタイ病は、1955年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、1968年5月、厚生省（当時）が、「イタイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。イタイタイ病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2025年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は0人（認定された者の総数は201人）となりました。富山県は将来イタイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。2025年12月末時点で要観察者は0人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、2025年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は、土呂久地区で41人（認定された者の総数223人）、笹ヶ谷地区で0人（認定された者の総数21人）となっています。

オ 石綿健康被害

石綿を原因とする中皮腫及び肺がん等の健康被害は、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままに亡くなる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置

を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が2006年2月に成立・公布されました。救済給付に係る申請等については、2024年度末時点で2万6,939件を受け付け、うち2万370件が認定、4,567件が不認定、2,002件が取下げ又は審議中とされています。

また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じています。

(2) 被害等の予防

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査（以下「環境保健サーベイランス調査」という。）を1996年から継続して実施しています（2023年度の対象は全国34地域の3歳児、全国35地域の6歳児）。また、2020年度の環境保健サーベイランス調査より、局地的大気汚染濃度を考慮した解析結果を新たに公表（2024年度～）しました。これまでの調査結果では、大気汚染物質濃度とぜん息の有症率が常に有意な正の関連性を示すような状況にはなく、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域は見られませんでした。今後も調査を継続し、大気汚染とぜん息の関連性について、注意深く観察していきます。

そのほか、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

[1] 花粉症対策には、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の総合的な推進が不可欠なことから、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。

また、紫外線、黄砂、電磁界等についても、マニュアル等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めています。

[2] ヒートアイランド現象が大都市を中心に生じており、気温30℃を超える時間数が増加しています。近年、猛暑による熱中症も増加傾向にあり、暑熱環境の改善について社会的な要請が高まっています。

このことから、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供を実施するとともに、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策の推進に取り組んでいます。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした調査研究等を実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿ばく露者の健康管理に関する調査等

石綿関連所見や疾患の読影体制整備及びばく露の程度に応じた石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討を行うため、協力の得られた自治体における既存検診を活用した石綿関連所見・疾患の読影精

度管理や有所見者を対象とした追加的な画像検査を実施し、疾患の早期発見の可能性を検証するとともに、今後の石綿ばく露者の健康管理の在り方について取りまとめました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）、広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

2025年度中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は26件で、これに前年から繰り越された36件を加えた計62件（責任裁定事件28件、原因裁定事件30件、調停事件0件、義務履行勧告事件4件）が2025年度中に係属しました。このうち2025年度中に終結した事件は26件で、残り36件が2026年度に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、建材等製造販売会社（被申請人）の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じんにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である岐阜県羽島市の申請人らが、被申請人に対して損害賠償を求めたものです。公害等調整委員会は、本件について、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、2025年9月、当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結しました。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

2025年度中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は41件で、これに前年から繰り越された44件を加えた計85件が2025年度中に係属しました。このうち2025年度中に終結した事件は37件でした。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村、裁判所及び弁護士会に向けて制度周知のための広報を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換、連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情処理

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処

理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

2024年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は6万6,931件で、前年度に比べ2,222件減少しました（対前年度比3.2%減）。

このうち、典型7公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項において定義されている「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」）の苦情件数は4万7,622件で、前年度に比べ悪臭が587件減少するなど、全体でも1,347件減少しました（対前年度比2.8%減）。

また、典型7公害以外の苦情件数は1万9,309件で、前年度に比べ廃棄物投棄が372件減少するなど、全体でも875件減少しました（対前年度比4.3%減）。

ウ 公害苦情の処理状況

2024年度の典型7公害の直接処理件数（苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じた件数）4万2,899件のうち、2万7,343件（63.7%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議等を実施しました。

2 環境犯罪対策

(1) 環境事犯の取締り

環境事犯について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯等、国民生活を脅かす悪質な事犯に重点を置いた取締りを推進しました。2025年中の環境事犯の検挙事件数は5,290事件（2024年中は5,443事件）でした。

(2) 廃棄物事犯の取締り

2025年中の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る廃棄物事犯の検挙事件数は4,578事件（2024年中は4,719事件）でした。このうち不法投棄事犯が50.4%（2024年中は51.4%）、また、産業廃棄物事犯が13.9%（2024年中は13.5%）を占めています。

(3) 水質汚濁事犯の取締り

2025年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は1事件でした（2024年中はありませんでした）。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

2025年中における主な罪名別環境関係法令違反事件の通常受理人員は、廃棄物処理法違反（5,978人）が最も多く、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（311人）となっています。処理人員は、起訴が3,338人、不起訴が3,255人であり、起訴率は約50.6%です。起訴人員のうち公判請求は184人、略式命令請求は3,154人です。